



伊藤忠商事株式会社

証券コード：8001

第95回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月21日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

ホテルニューオータニ大阪
2階宴会場「鳳凰」

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

目次

第95回 定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類（議案の内容）	6
事業報告	22
連結計算書類	53
計算書類	56
監査報告書	59
株主メモ	62

ひとりの商人、
無数の使命



本招集ご通知は、スマートフォン・タブレット・パソコンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8001/>



ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第95回定時株主総会を2019年6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案及び第95期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2019年5月

代表取締役会長CEO

岡藤 正広



中期経営計画「Brand-new Deal 2020」の2年目となる2019年度は、ビジネスの次世代化の更なる推進により、2年連続の連結純利益5,000億円以上を達成するため、グループ一丸となって取組んでまいります。
株主のみなさまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年5月

代表取締役社長COO

鈴木 善久

株主各位

 大阪市北区梅田3丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社
 代表取締役会長CEO 岡 藤 正 広

第95回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、いずれの場合も、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**2019年6月20日（木曜日）午後5時まで**に到着するよう、お手続きいただきたく、お願い申し上げます。（4ページから5ページに記載の「議決権行使のご案内」を併せてご参照ください。）

敬 具

記

1. 開催の日時	2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 開催の場所	大阪市中央区城見1丁目4番1号 ホテルニューオータニ大阪 2階宴会場「鳳凰」
3. 会議の目的事項	報告事項 1. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

※その他株主総会招集に関する事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等の両方で、またはインターネット等により複数回、議決権行使された場合は、後に到着したほうを有効なものとさせていただきます。
- (3) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主様ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

以 上

- ◎本招集ご通知においては、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部を添付しております。なお、法令及び定款第16条に基づき記載していない連結注記表、個別注記表、並びに参考情報である連結キャッシュ・フロー計算書、事業セグメント情報につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》

https://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/general_meeting/



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使する方法



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 頁

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第3号・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

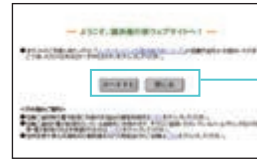
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

○ 期末配当に関する事項

当社は、2018年10月1日に、配当額・配当性向の段階的引上げと自己株式取得の更なる積極活用を示した「中長期的な株主還元方針」を公表いたしました。将来的に配当性向を30%目途とすべく、段階的な引上げを実施する方針であり、2018年度の株主配当金については、期初公表した74円から9円増額となる83円を下限とする旨を公表しております。これに基づき、当期の1株あたりの年間配当金（中間配当金37円を含む）は83円とし、期末配当金につきましては46円といたしたく存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

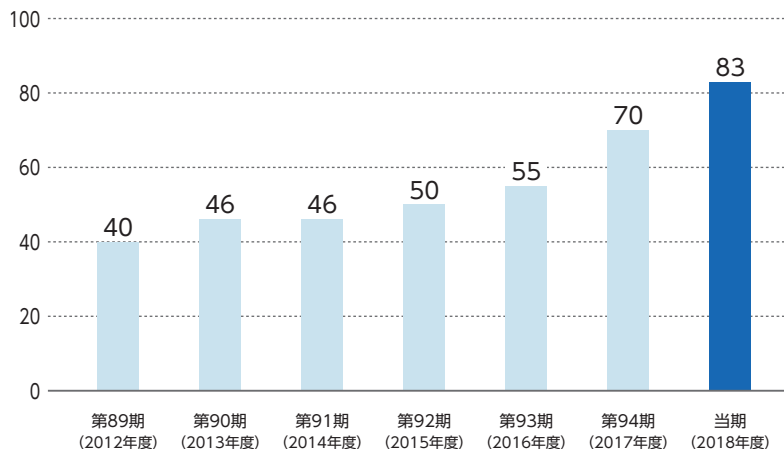
当社普通株式1株につき
金46円

総額 70,099,059,738円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

配当金の推移（円）



株主総会参考書類（議案の内容）

第2号議案

取締役10名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役の岡藤正広、鈴木善久、吉田朋史、小林文彦、鉢村剛、村木厚子、望月晴文、川名正敏の各氏、計8名の任期が満了いたします。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者10名のうち、4名を社外取締役候補者としております。
(社外取締役の独立性に関する判断基準は、18ページをご参照ください。)

番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況	ガバナンス・報酬委員会	指名委員会
1	おか 藤 まさ ひろ 岡 藤 正 広	再任 取締役会長 CEO	17/17回 (100%)	○	○
2	すず 木 よし ひさ 鈴 木 善 久	再任 取締役社長 COO	17/17回 (100%)	○	○
3	よし だ とも ふみ 吉 田 朋 史	再任 取締役 副社長執行役員 住生活カンパニー プレジデント	13/13回 (100%) (就任以降)	-	-
4	ふく だ ゆう じ 福 田 祐 士	新任 副社長執行役員 東アジア総代表 (兼) アジア・大洋州総支配人 (兼) CP・CITIC管掌	- / - 回 (- %)	-	-
5	こ ばやし ふみ ひこ 小 林 文 彦	再任 取締役 専務執行役員 CAO	17/17回 (100%)	-	○
6	はち むら つよし 鉢 村 剛	再任 取締役 専務執行役員 CFO	17/17回 (100%)	-	-
7	むら 木 あつ こ 村 木 厚 子	再任 社外 独立 取締役	17/17回 (100%)	◎	○
8	もち づき はる ふみ 望 月 晴 文	再任 社外 独立 取締役	17/17回 (100%)	-	◎
9	かわ な まさ とし 川 名 正 敏	再任 社外 独立 取締役	13/13回 (100%) (就任以降)	○	-
10	なか もり まき こ 中 森 真 紀 子	新任 社外 独立 -	- / - 回 (- %)	○	-

(注1) 各諮問委員会の構成は本株主総会後のもの（予定）です。



(注2) 社外取締役は、当社取締役への就任順に記載しております。

◎ 委員長


○ 委員

取締役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の取締役会として、適切な経営の監督及び重要な業務執行の意思決定を行えるよう、原則として、会長、社長及び総本社職能担当オフィサーの他、カンパニープレジデントの中から適任者1名を取締役（社内）として選任するとともに、取締役会の経営監督機能を強化するため、社外取締役比率を3分の1以上とする、複数名の社外取締役を選任します。社外取締役については、独立性を重視する観点から、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、各分野における経験を通じて培った高い見識をもって当社の経営に貢献することが期待される者を優先的に選任します。取締役候補者については、上記の方針を踏まえ、また、知見、経験、性別、国際性等の多様性にも留意しながら、会長が原案を作成し、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1 再任	 おか ふう まさ ひろ 岡 藤 正 広 (1949年12月12日生) 取締役会出席回数 17/17回 (100%) 所有する当社の株式数 171,395株	1974年4月 当社入社 2002年6月 当社執行役員 2004年4月 当社常務執行役員 2004年6月 当社常務取締役 2006年4月 当社専務取締役 2009年4月 当社取締役副社長 2010年4月 当社取締役社長 2018年4月 当社取締役会長 CEO (現任) (重要な兼職の状況) 日清食品ホールディングス(株) 社外取締役 取締役候補者とした理由 入社以来、主に繊維関連事業に従事し、繊維カンパニープレジデントを経て、2010年4月に当社社長に就任して以来、優れた経営手腕とリーダーシップにより企業価値を向上させています。2018年4月に当社会長CEOに就任し、当社トップとしての実績と総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。
2 再任	 すず き よし ひさ 鈴 木 善 久 (1955年6月21日生) 取締役会出席回数 17/17回 (100%) 所有する当社の株式数 65,384株	1979年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員 2006年4月 当社常務執行役員 2011年4月 当社顧問 2011年6月 (株)ジャムコ代表取締役副社長 2012年6月 同社代表取締役社長 2016年4月 当社専務執行役員 情報・金融カンパニー プレジデント 2016年6月 当社取締役 専務執行役員 2018年4月 当社取締役社長 COO (現任) 取締役候補者とした理由 入社以来、主に航空機関連事業に従事し、伊藤忠インターナショナル会社社長、情報・金融カンパニープレジデントを経て、2018年4月に当社社長COOに就任、ビジネスの次世代化やスマート経営の推進等、持続的な成長に向けた経営を推進しており、優れた経営手腕を発揮しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。


株主総会参考書類（議案の内容）

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
3 再任	 <p>よしだともふみ 吉田朋史 (1956年9月5日生)</p> <p>取締役会出席回数（就任以降） 13/13回（100%）</p> <p>所有する当社の株式数 65,450株</p>	<p>1979年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2010年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社住生活・情報カンパニー プレジデント 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2014年4月 当社取締役 専務執行役員 2016年4月 当社専務執行役員 伊藤忠インターナショナル会社社長（CEO） 2018年4月 当社住生活カンパニー プレジデント（現任） 2018年6月 当社取締役 専務執行役員 2019年4月 当社取締役 副社長執行役員（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、主に生活資材関連事業に従事し、生活資材部門長、住生活・情報カンパニープレジデント、伊藤忠インターナショナル会社社長を経て、2018年4月より住生活カンパニープレジデントとして、当社の生活資材、建設・物流分野全般の経営及び事業活動を総括し、新規ビジネス開拓や業務改革を推進し、優れた経営手腕を発揮しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>
4 新任	 <p>ふくひろよしだ 福田祐士 (1957年1月21日生)</p> <p>所有する当社の株式数 44,200株</p>	<p>1979年4月 当社入社 2002年4月 当社生活資材・化学品経営企画部長 2006年5月 当社化学品部門長 2006年6月 当社執行役員 2008年4月 当社生活資材・化学品カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント（兼）化学品部門長 2009年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社エネルギー・化学品カンパニー プレジデント 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 2015年4月 当社取締役 専務執行役員 2016年4月 当社専務執行役員 アジア・大洋州総支配人 （兼）伊藤忠シンガポール会社社長 （兼）CP・CITIC管掌 2019年4月 当社副社長執行役員（現任） 東アジア総代表（現任） （兼）アジア・大洋州総支配人（現任） （兼）CP・CITIC管掌（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、主に化学品関連事業に従事し、化学品部門長、エネルギー・化学品カンパニープレジデントを経て、2016年4月よりアジア・大洋州総支配人（兼）CP・CITIC管掌として、当社のアジア・大洋州ブロック全体の経営及び事業活動を総括し、新規ビジネス開拓や業務改革を推進し、優れた経営手腕を発揮しています。2019年4月には東アジア総代表にも就任し、当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していること、及び海外重要拠点長としてグローバルな事業経営を担っていることから、新たに取締役候補者となりました。</p>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
5 再任	 こばやし ふみ ひこ 小林 文彦 (1957年6月21日生) 取締役会出席回数 17/17回 (100%) 所有する当社の株式数 81,180株	1980年4月 当社入社 2010年4月 当社執行役員 2013年4月 当社常務執行役員 2015年4月 当社CAO 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 2017年4月 当社取締役 専務執行役員 (現任) 2018年4月 当社CAO・CIO 2019年4月 当社CAO (現任) 取締役候補者とした理由 入社以来、主に人事関連業務に従事し、人事・総務部長を経て、2015年4月からはCAOとして、当社の人事・総務政策及びESG政策の立案・遂行やコンプライアンス体制の構築・運用等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。
6 再任	 はち むら つよし 鉢 村 剛 (1957年7月6日生) 取締役会出席回数 17/17回 (100%) 所有する当社の株式数 72,300株	1991年10月 当社入社 2012年4月 当社執行役員 2015年4月 当社常務執行役員 CFO (現任) 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 2018年4月 当社取締役 専務執行役員 (現任) 取締役候補者とした理由 入社以来、主に金属関連事業に従事し、伊藤忠インターナショナル会社CAO、当社財務部長を経て、2015年4月からはCFOとして、当社の財務戦略及び経営管理・リスクマネジメント、並びに内部統制の整備・運用等に尽力しています。当社における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般に関する知見を有していることから、引続き取締役候補者となりました。


株主総会参考書類（議案の内容）

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p>7</p> <p>再任 社外 独立</p>	 <p>むら き あつ こ 村 木 厚 子 (1955年12月28日生)</p> <p>取締役会出席回数 17/17回 (100%)</p> <p>所有する当社の株式数 1,700株</p>	<p>1978年 4月 労働省入省 2005年10月 厚生労働省大臣官房政策評価審議官 2006年 9月 同省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当） 2008年 7月 同省雇用均等・児童家庭局長 2010年 9月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 2012年 9月 厚生労働省社会・援護局長 2013年 7月 厚生労働事務次官 2015年10月 厚生労働省退官 2016年 6月 当社社外取締役（現任） 2017年 4月 津田塾大学客員教授（現任） 2017年 6月 SOMPOホールディングス(株)社外監査役（現任） 2018年 6月 住友化学(株)社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) SOMPOホールディングス(株) 社外監査役 住友化学(株) 社外取締役</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>村木厚子氏は、厚生労働省（及び旧労働省）における重要役職を歴任し、行政官としての豊富な経験と高い見識をもとに、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。これまで当社の社外取締役及び他社の社外取締役、社外監査役以外に会社経営に直接関与した経験はありませんが、今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かせるものと判断し、引続き社外取締役候補者としました。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項</p> <p>村木厚子氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって3年です。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」（18ページご参照）における独立性の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。</p>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
8 再任 社外 独立	 <p> もちづきはるふみ 望月晴文 (1949年7月26日生) 取締役会出席回数 17/17回 (100%) 所有する当社の株式数 2,000株 </p>	<p> 1973年4月 通商産業省入省 1998年7月 同省大臣官房審議官 (経済構造改革担当) 2001年1月 原子力安全・保安院次長 2002年7月 経済産業省大臣官房商務流通審議官 2003年7月 中小企業庁長官 2006年7月 資源エネルギー庁長官 2008年7月 経済産業事務次官 2010年7月 経済産業省退官 2010年8月 内閣官房参与 (2011年9月退任) 2012年6月 (株)日立製作所社外取締役 (現任) 2013年6月 東京中小企業投資育成(株)代表取締役社長 (現任) 2014年6月 当社社外監査役 2017年6月 当社社外監査役退任 2017年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)日立製作所 社外取締役 東京中小企業投資育成(株) 代表取締役社長 </p> <p> 社外取締役候補者とした理由 望月晴文氏は、経済産業省 (及び旧通商産業省) における重要役職を歴任し、行政官としての豊富な経験と高い見識をもとに、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。兼職先における企業経営者としての経験から、今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かせるものと判断し、引続き社外取締役候補者となりました。 </p> <p> 社外取締役候補者に関する特記事項 <ul style="list-style-type: none"> 望月晴文氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって2年であります。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」(18ページご参照)における独立性の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。 現在、東京中小企業投資育成(株)の代表取締役社長として、同社の業務執行に携わっておりますが、直近の事業年度において、同社と当社との間には取引関係はありません。 </p>

株主総会参考書類（議案の内容）

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<p>9</p> <p>再任 社外 独立</p>	 <p>川名正敏 (1953年11月27日生)</p> <p>取締役会出席回数（就任以降） 13／13回（100％）</p> <p>所有する当社の株式数 300株</p>	<p>1978年 5 月 東京女子医科大学循環器内科入局 1991年 9 月 Massachusetts General Hospital, Harvard Medical School 研究員 1991年12月 Vanderbilt University School of Medicine 研究員 2004年 3 月 東京女子医科大学循環器内科教授 2005年 4 月 同大学附属青山病院病院長 2014年 4 月 東京女子医科大学病院副院長 2014年11月 同院総合診療科教授 2018年 6 月 当社社外取締役（現任） 2019年 2 月 早稲田大学大学院先進理工学研究科客員教授（現任） 2019年 4 月 東京女子医科大学特任教授（現任）</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>川名正敏氏は、東京女子医科大学病院の医師として長年従事し、同院副院長等の重要役職を歴任しています。同大学附属青山病院病院長としての病院経営の経験と医療に関する高度な知識から、当社の経営、特に当社が推進する健康経営やメディカルケアビジネスに対し有益かつ多様な視点で助言できるものと判断し、引続き社外取締役候補者となりました。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項</p> <p>川名正敏氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本株主総会終了の時をもって1年です。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の「社外取締役及び社外監査役独立性に関する判断基準」（18ページご参照）における独立性要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。</p>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
10 新任 社外 独立	 <p>なか もり ま き こ 中 森 真 紀 子 (1963年8月18日生) 所有する当社の株式数 0株</p>	<p>1987年4月 日本電信電話(株)入社 1991年10月 井上斉藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1996年4月 公認会計士登録 1997年7月 中森公認会計士事務所代表(現任) 2000年8月 日本オラル(株)社外監査役 2006年12月 (株)アイスタイル社外監査役(現任) 2008年8月 日本オラル(株)社外取締役 2011年12月 M&Aキャピタルパートナーズ(株)社外監査役(現任) 2013年6月 伊藤忠テクノソリューションズ(株)社外取締役(現任) (株)ネクスト(現株LIFULL)社外監査役(現任) (株)チームスピリット社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 中森公認会計士事務所 代表 (株)アイスタイル 社外監査役 M&Aキャピタルパートナーズ(株) 社外監査役 (株)LIFULL 社外監査役 (株)チームスピリット 社外監査役</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>中森真紀子氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な企業経営者としての経験から、中立的・客観的な視点から当社の経営に対する確かな助言と、業務執行に対する適切な監督を行っていただけると判断し、新たに社外取締役候補者となりました。</p> <p>社外取締役候補者に関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中森真紀子氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」(18ページご参照)における独立性の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届出する予定であります。 ・現在、当社の子会社である伊藤忠テクノソリューションズ(株)の社外取締役であり、過去5年間においても同社の社外取締役でしたが、2019年6月19日付で社外取締役を退任予定です。 ・現在、中森公認会計士事務所の代表として、同事務所の業務執行に携わっておりますが、直近の事業年度において、同事務所と当社との間には取引関係はありません。

(注1) いずれの候補者も当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 村木厚子、望月晴文、川名正敏、中森真紀子の各氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第24条において、社外取締役との間で、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本議案が承認可決された場合には、当社は村木厚子、望月晴文、川名正敏の各氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに、中森真紀子氏の間でも当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。

・損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

(注4) 当社は、2016年度までに行われた全日本空輸(株)向け制服の販売業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年7月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。また、同年度までに行われた(株)NTTドコモ向け制服の供給業務に関しても独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年10月に、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令(納付すべき課徴金の額:429万円)を受けました。これらの案件はいずれも、2018年1月及び同年2月に公正取引委員会より排除措置命令を受けた西日本旅客鉄道(株)及び東日本電信電話(株)向け制服の販売業務と同様、2016年度以前に当社が行っていた制服販売業務に関する一連の事案

株主総会参考書類（議案の内容）

であり、当社の再発防止策の策定及び実行の過程で、それぞれ公正取引委員会の調査開始前に自ら違反行為を取止めたものです。村木厚子、望月晴文、川名正敏の各氏は、平素より取締役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件の判明後は、当社及びグループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに、独占禁止法等遵守に係る社内ルールの整備、違反行為の自主申告の促進及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策の策定につき積極的な提言を行い、コンプライアンス体制の強化に関する当該取組につき継続的に確認をしております。

ご参考

取締役会の諮問機関

取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意諮問委員会として、取締役会下にガバナンス・報酬委員会及び指名委員会を設置しております。両委員会の役割及び本株主総会後の委員構成（予定）は次のとおりです。

ガバナンス・報酬委員会（計7名）

（役割） 執行役員・取締役の報酬制度、
その他ガバナンス関連議案の審議

（構成） 委員長 村木取締役（社外）
委員 岡藤取締役会長
鈴木取締役社長
川名取締役（社外）
中森取締役（社外）
土橋監査役
大野監査役（社外）

指名委員会（計8名）

（役割） 執行役員の選解任、取締役・監査役候補
の指名、取締役・監査役の解任、及び役
付取締役・役付執行役員の選定・解職等
の議案の審議


（構成） 委員長 望月取締役（社外）
委員 岡藤取締役会長
鈴木取締役社長
小林取締役
村木取締役（社外）
山口監査役
間島監査役（社外）
瓜生監査役（社外）

第3号議案

監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、社外監査役の瓜生健太郎氏の任期が満了いたします。つきましては、社外監査役1名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
(社外監査役の独立性に関する判断基準は、18ページをご参照ください。)

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
 再任 社外 独立 瓜生 健太郎 (1965年1月2日生) 取締役会出席回数 16/17回 (94%) 監査役会出席回数 13/13回 (100%) 所有する当社の株式数 5,200株	1995年4月 弁護士登録 常松梁瀬関根法律事務所 (現長島大野常松法律事務所) 入所 1996年1月 松尾総合法律事務所入所 1999年2月 ソロモン・スミス・バーニー証券会社 (現シティグループ証券株) 入社 2000年4月 国際協力事業団 (現独立行政法人国際協力機構) 長期専門家 (日本弁護士連合会からベトナム司法省等派遣) 2002年8月 弁護士法人キャスト (現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所) 代表弁護士マネージングパートナー (現任) 2008年8月 SUIアドバイザリーサービス株 (現U&Iアドバイザリーサービス株) 代表取締役 (現任) 2014年6月 株フルッタフルッタ社外取締役 2014年9月 GMO T E C H株社外取締役 2015年3月 協和発酵キリン株社外監査役 2015年6月 当社社外監査役 (現任) 2018年3月 協和発酵キリン株社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 代表弁護士マネージングパートナー U&Iアドバイザリーサービス株 代表取締役 協和発酵キリン株 社外取締役
	社外監査役候補者とした理由
	瓜生健太郎氏は、長期にわたる弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験をもとに、2015年6月に当社の社外監査役に就任して以来、その職務を適切に遂行しており、引続き中立的かつ客観的な視点から当社の経営を監視・監督できるものと判断し、引続き社外監査役候補者となりました。
	社外監査役候補者に関する特記事項
	<ul style="list-style-type: none"> 瓜生健太郎氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって4年であります。同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準」(18ページご参照)における独立性の要件を満たしており、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。 現在、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所の代表弁護士マネージングパートナー及びU&Iアドバイザリーサービス株の代表取締役として、同事務所及び同社の業務執行に携わっておりますが、直近の事業年度において、当社との間には取引関係はありません。

(注1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第31条において、社外監査役との間で、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本議案が承認可決された場合には、当社は瓜生健太郎氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- 会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。
- 損害賠償責任の限度額は、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

株主総会参考書類（議案の内容）

(注3) 当社は、2016年度までに行われた全日本空輸(株)向け制服の販売業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年7月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。また、同年度までに行われた(株)NTTドコモ向け制服の供給業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年10月に、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令(納付すべき課徴金の額:429万円)を受けました。これらの案件はいずれも、2018年1月及び同年2月に公正取引委員会より排除措置命令を受けた西日本旅客鉄道(株)及び東日本電信電話(株)向け制服の販売業務と同様、2016年度以前に当社が行っていた制服販売業務に関する一連の事案であり、当社の再発防止策の策定及び実行の過程で、それぞれ公正取引委員会の調査開始前に自ら違反行為を取止めたものです。瓜生健太郎氏は、平素より取締役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件の判明後は、当社及びグループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに、独占禁止法等遵守に係る社内ルールの整備、違反行為の自主申告の促進及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策の策定につき積極的な提言を行い、コンプライアンス体制の強化に関する当該取組につき継続的に確認をしております。

なお、本議案が原案通り承認可決されますと、監査役会の構成は、次のとおりとなります。

	氏名	当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況	ガバナンス・報酬委員会	指名委員会
	やま ぐち きよし 山 口 潔	常勤監査役	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	-	○
	つち はし しゅうざぶろう 土 橋 修三郎	常勤監査役	13/13回 (100%) (就任以降)	9/9回 (100%) (就任以降)	○	-
社外 独立	ま じま しん ごと 間 島 進 吾	監査役	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	-	○
社外 独立	う りゅう けん たろう 瓜 生 健太郎	監査役	16/17回 (94%)	13/13回 (100%)	-	○
社外 独立	おお の こう たろう 大 野 恒太郎	監査役	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	○	-

(注1) 各諮問委員会の構成は本株主総会後のもの(予定)です。

(注2) 社外監査役は、当社監査役への就任順に記載しております。

| 監査役候補者の選任の方針と手続

広範囲な事業領域を有する総合商社の監査役として、経営の監査・監視を適切に行えるよう、当社の経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を監査役として選任します。当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とし、社外監査役については、独立性を重視する観点から、(株)東京証券取引所が定める「独立役員」の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たすとともに、高度な専門知識や各分野での豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される者を選任します。また、監査役のうち最低1名は、財務及び会計について相当程度の知見を有する者を選任します。監査役候補者については、上記の方針を踏まえて会長が常勤監査役と協議のうえ原案を作成し、指名委員会での審議を経て、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決定します。

当社の社外取締役または社外監査役を（株）東京証券取引所が定める「独立役員」と指定するためには、以下の基準のいずれにも該当してはならないものとする。

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者（注1）
 - ・上記において「当社を主要な取引先とする者」とは、直近の3事業年度のいずれかにおける当社との取引における当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。
 - B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - ・上記において「当社の主要な取引先」とは、直近の3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の収益が当社の当該事業年度における連結収益の2%以上を占める者をいう。
 - C. 1. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家または税務専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家、法律専門家または税務専門家をいう）
 - ・上記において、「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には（当該団体の）過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、または当該団体の連結総売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。
 2. 当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、または当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家
 - D. 当社の主要な株主またはその業務執行者
 - ・上記において、「主要な株主」とは、直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。
 - E. 当社が多額の寄付を行っている団体の理事（業務執行に当たる者に限る）その他の業務執行者
 - ・上記において、「多額の寄付」とは、直近の3事業年度の平均で年間2,000万円を超える金額の寄付をいう。
 - F. 当社の主要借入先若しくはその親会社またはそれらの業務執行者
 - ・上記において、当社の「主要借入先」とは、当社の借入先のうち、直近の事業年度における借入額が上位3位以内の会社をいう。
 - G. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社または当社の子会社の業務執行者であった者
 - H. 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者
 1. 就任時点において上記A、BまたはC-1に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
 2. 就任前3年間のいずれかの時期において、上記C-2に該当していた者
 3. 就任時点において上記Eに該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
 4. 就任前3年間のいずれかの時期において、上記DまたはFのいずれかに該当していた者
 - J. 次のいずれかに掲げる者（重要な者に限る）の近親者（注2）
 - (A) 上記AからCのいずれか、または1-1若しくは1-2に掲げる者（但し、A及びBについては、業務執行取締役、執行役員及び執行役員を重要な者とみなす。また、C-1については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員及びパートナー、C-2については社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす）
 - (B) 当社の子会社の業務執行者
 - (C) 当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
 - (D) 就任前1年間のいずれかの時期において上記(B)、(C)または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者
- （注1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。
- （注2）「近親者」とは二親等以内の親族をいう。

第4号議案

取締役の報酬額改定の内件

当社の取締役の報酬額は、年額12億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）、当該報酬額とは別枠で業績に応じて支払う取締役（社外取締役以外のもの）の賞与額を年額10億円以内として、2011年6月24日開催の第87回定時株主総会においてご承認いただき、現在に至っております。今般、本株主総会において、取締役の報酬額を年額8億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）、当該報酬額とは別枠で業績に応じて支払う取締役（社外取締役以外のもの）の賞与額を年額20億円以内と改定いたしたくお願いするものであります。なお、取締役に対する賞与を当該改定後の報酬限度額内で支給する運用は、2018年度の業績に連動して支給する賞与から適用させていただきたいと存じます。

2011年6月24日開催の第87回定時株主総会においてご承認いただきました賞与限度額は、当該定時株主総会においてご報告いたしました2010年度の業績（1,610億円）及びその時点で当社が目指した業績水準を踏まえたものでしたが、2018年度の業績は当該水準を大きく上回る5,000億円規模にまで拡大し、業績の拡大に合わせ、株主の皆様に対しては、株主還元を大幅に拡充してまいりました。

当社の取締役報酬制度は、「業績拡大のインセンティブ」の目的で設計されております（報酬制度の概要については20ページから21ページ（取締役に対する報酬制度の概要）をご参照ください）。企業の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとするためには業績連動報酬の割合を適切に設定する必要があるとの認識は一般的になりつつありますが、当社において取締役の総報酬に占める業績連動報酬の割合を高く設定してきたことがこれまでの業績拡大に繋がっており、これまでにその効果は十分に発揮されていると認識しております。

今般の賞与限度額の引上げは、第4次産業革命や対面業界の変化といった急激な環境変化に対応しながら今後の更なる業績拡大を目指すためのインセンティブとする必要があること、また、第2号議案としてご提案しておりますとおり、経営体制の一層の強化を図るために取締役を増員することを踏まえたものであります。現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案を原案通りご承認いただきますと、取締役は10名（うち社外取締役4名）となります。なお、業績の拡大により賞与額が報酬額より大きくなっているため、賞与限度額を引上げる一方、報酬限度額は引下げ、双方の限度額のバランスを実態に合わせるものです。

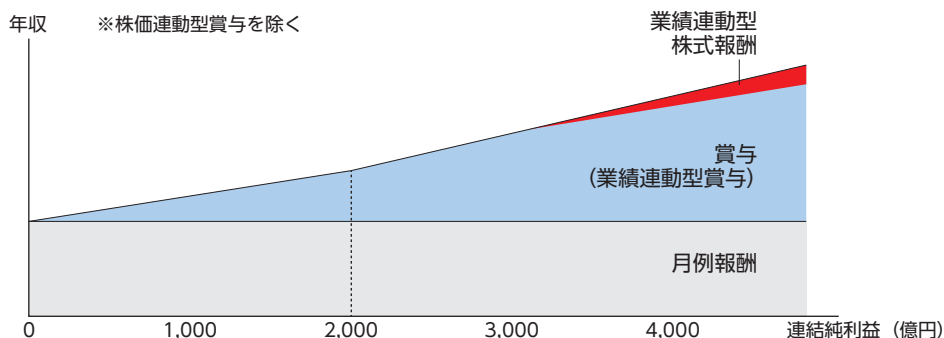
取締役に対する報酬制度の概要

当社の現行の取締役報酬制度は、「業績拡大のインセンティブ」の目的で設計されています。総報酬に占める業績連動型賞与の割合が高く、また、過去より算定式を含めて本報酬制度を対外的に開示しており、その透明性が高いことが特徴ですが、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため、報酬の一部として株式報酬を含めています。

2019年度の取締役報酬制度は、①月例報酬、②業績連動型賞与、③株価連動型賞与及び④業績連動型株式報酬（信託型）から構成されています。このうち、③株価連動型賞与は、2018年度に導入した時価総額連動型賞与を改定したもので、導入時に採用した単年度ベースでの設計ではなく、各中期経営計画の期間中における当社の株価成長率を、東証株価指数（TOPIX）の成長率と相対評価した上で賞与額を算定するものであり、株式報酬と同様に、中長期の視点に立った企業価値の増大に対する意識を更に強化することを目的としています。

当期純利益（連結）は、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であるため株式市場の関心が高く、今後も指標としての重要性は揺るがないと考えており、また、従業員の賞与も当期純利益（連結）に連動させていることから、業績連動型賞与（上記②）及び業績連動型株式報酬（上記④）の連動指標は「当社株主に帰属する当期純利益（連結）」としています。また、株価連動型賞与（上記③）については、上述のとおり、各中期経営計画の期間中における当社の株価成長率を連動指標としておりますが、株価成長率の算出にあたっては各事業年度における当社株価終値の単純平均値を使用します。

取締役（社外取締役を除く）報酬イメージ



株主総会参考書類（議案の内容）

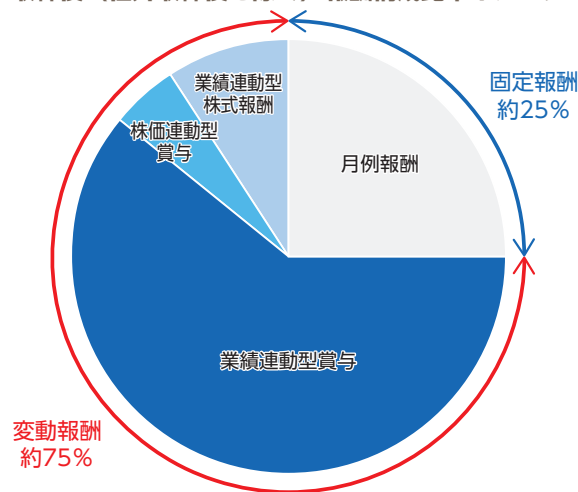
本議案が原案通り承認可決された場合の取締役に対する本報酬制度の概要は、以下のとおりです。

報酬の種類	内容	固定/変動	報酬限度額	株主総会決議
①月例報酬	役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定	固定	月例報酬総額として年額8億円 (うち、社外取締役分は年額1億円)	本株主総会決議
②業績連動型賞与	当期純利益（連結）に基づき総支給額が決定し、取締役の役位ポイントに応じて個別支給額が決定	変動 (単年度)	賞与総額として年額20億円 ※社外取締役は不支給	
③株価連動型賞与	中期経営計画の期間中における当社の株価成長率を、東証株価指数（TOPIX）の成長率と相対評価したうえで賞与額を算定（※1）	変動 (中長期)		以下は2事業年度分かつ取締役及び執行役員を対象とした限度額 ・当社から信託への拠出上限額：15億円 ・対象者に付与するポイントの総数：130万ポイント（1ポイント＝1株として換算） ※社外取締役は不支給
④業績連動型株式報酬	当期純利益（連結）に基づき総支給額が決定し、業績連動型賞与の個別支給額の算出にあたり使用する取締役の役位ポイントに応じて個別支給額が決定（※2）			

※1 各事業年度における当社株価及びTOPIXの成長率をベースに当該事業年度における賞与額を算定したうえで、中期経営計画の期間終了時に同期間中の各事業年度の賞与額を合算します。当該賞与額の支給時期は、役員退任後となります。

※2 株式報酬については、役員在任中は毎年ポイントを付与し、役員退任時に累積したポイント分に相当する株式報酬を信託よりまとめて支給することとしています。

取締役（社外取締役を除く）報酬構成比率イメージ



※当期純利益（連結）が赤字となった場合には、業績連動型賞与、業績連動型株式報酬のいずれも支給されません。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

○ 当期の経済環境

当期における世界経済を概観すると、米国は雇用・所得環境の改善を背景に堅調な景気拡大を維持しつつも足元では減速の動きが見られ、ユーロ圏も自動車の環境規制強化の影響を主因に成長率が鈍化、新興国においても中国で個人消費や輸出が伸悩むなど、期末にかけて減速の動きが広がりました。加えて、米中貿易摩擦の影響や英国のEU離脱交渉の難航等により、今後の世界経済に対する不透明感が強まっています。そうした中で、原油価格 (WTIベース/1バレルあたり) は、期初の60ドル台前半から、米国の核合意離脱に伴うイランの供給懸念等により上昇した後、世界経済の先行き懸念を背景に年末近くには下落しましたが、主要産油国による減産を受けて期末には60ドル台まで値を戻しました。

日本経済は、昨年初の足踏みから拡大基調を取戻した後、台風や地震等の自然災害による影響から、夏場には個人消費や輸出を中心に再び停滞、その後は持ち直しつつありますが足取りは緩慢なものに止まっています。円・ドル相場は、期初の106円台から、米国の長期金利上昇等を背景に10月上旬に114円台まで円安が進みましたが、その後は米国の長期金利の動きに合わせて推移し、110円台で期末を迎えました。日経平均株価は、期初の21,000円台前半から、米国株価の上昇や円安傾向を受けて24,000円台を回復しましたが、米国株価の下落に伴い年末に19,000円台へ下げた後、期末は21,000円台に持ち直しました。10年物国債利回りは、期初の0.04%から10月上旬には0.15%まで上昇しましたが、その後の円高傾向や景気の先行き懸念により期末にはマイナス0.08%台まで低下しました。

○ 当社グループの当期の業績

(単位：億円)

	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	前期比	
			増減額	増減率
収益	55,101	116,005	+ 60,904	+ 110.5%
売上総利益	12,104	15,638	+ 3,533	+ 29.2%
販売費及び一般管理費	△8,903	△11,933	△ 3,030	+ 34.0%
その他	2,177	3,249	+ 1,072	-
(内、持分法による投資損益)	(2,162)	(981)	(△ 1,182)	(△ 54.7%)
税引前利益	5,379	6,954	+ 1,575	+ 29.3%
当社株主に帰属する当期純利益	4,003	5,005	+ 1,002	+ 25.0%
(参考) 営業利益	3,169	3,615	+ 446	+ 14.1%

当期の**収益**は、食料においては新会計基準 (IFRS第15号) 適用の影響に加え、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の子会社化等により増収、エネルギー・化学品においては新会計基準適用の影響に加え、エネルギー関連事業における販売価格上昇等により増収、機械においては新会計基準適用の影響に加え、前第2四半期における(株)ヤナセの子会社化等により増収となり、全体としては前期比6兆904億円 (110.5%) 増収の11兆6,005億円となりました。新会計基準適用の影響による増収5兆907億円が含まれております。

事業報告

売上総利益は、食料においてはDoleにおける加工品販売価格の下落はあったものの、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の子会社化等により増益、情報・金融においてはポケットカード(株)の子会社化等により増益、機械においては前第2四半期における(株)ヤナセの子会社化に加え、自動車関連取引が堅調に推移したこと等により増益となり、全体としては前期比3,533億円(29.2%)増益の1兆5,638億円となりました。

販売費及び一般管理費は、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の子会社化や前第2四半期における(株)ヤナセの子会社化の影響等により、前期比3,030億円(34.0%)増加の1兆1,933億円となりました。

貸倒損失は、ポケットカード(株)の子会社化に伴う増加等により、前期比57億円増加の90億円(損失)となりました。

有価証券損益は、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の子会社化に伴う再評価益及び北海油田開発事業の売却益等により、前期における中国生鮮食品関連事業の一部売却に伴う利益の反動はあったものの、前期比1,960億円増加の2,030億円(利益)となりました。

固定資産に係る損益は、当期におけるアパレル関連事業の減損損失等はあるものの、前期におけるアパレル関連事業及びDoleの減損損失等の反動により、前期比176億円改善の120億円(損失)となりました。

その他の損益は、前期における海外特定債権に対する引当金計上の反動等により、前期比110億円好転の107億円(利益)となりました。

受取利息、支払利息の合計である金利収支は、USドル金利上昇による支払利息の増加等により前期比75億円悪化の143億円(費用)となり、**受取配当金**は、石油及びLNGプロジェクト、鉄鉱石関連投資からの配当の増加等により、前期比141億円(41.1%)増加の484億円となりました。その結果、金利収支に受取配当金を加えた金融収支は、前期比66億円増加の341億円(利益)となりました。

持分法による投資損益は、その他及び修正消去(注)においてはCITIC Limitedに対する投資の減損損失等により減少となり、一方、住生活においてはパルプ市況上昇によるITOCHU FIBRE LIMITED(欧州パルプ事業)及び日伯紙パルプ資源開発(株)の取込損益増加等により増加、エネルギー・化学品においては東シベリア石油開発事業における油価上昇及び原油生産量増加並びに同事業を保有する日本南サハ石油(株)の取込比率上昇に加え、石油化学関連事業の取込損益の増加等により増加となりましたが、全体としては前期比1,182億円(54.7%)減少の981億円(利益)となりました。

(注)「その他及び修正消去」は、各事業セグメントに帰属しない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれております。

以上の結果、**税引前利益**は、前期比1,575億円(29.3%)増益の6,954億円となりました。**法人所得税費用**は、堅調な利益拡大に加え、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の子会社化に伴う再評価益に係る税金費用の増加及び米国税制改正の反動等により、金融関連事業に係る税金費用の減少はあったものの、前期比436億円(41.0%)増加の1,497億円となり、税引前利益6,954億円から法人所得税費用1,497億円を控除した**当期純利益**は、前期比1,140億円(26.4%)増益の5,457億円となりました。このうち、**非支配持分に帰属する当期純利益**452億円(利益)を控除した**当社株主に帰属する当期純利益**は、前期比1,002億円(25.0%)増益の5,005億円となりました。

(ご参考)

日本の会計慣行に基づく営業利益(売上総利益、販売費及び一般管理費、貸倒損失の合計)は、食料においてはDoleにおける加工品販売価格の下落はあったものの、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の子会社化等により増益、エネルギー・化学品においては原油生産量増加及び油価上昇による開発原油取引の採算改善等により増益、情報・金融においてはポケットカード(株)の子会社化等により増益となり、一方、金属においては石炭価格の上昇はあったものの、ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltdにおける一部の鉄鉱石権益保有形態変更による減少等により減益となりましたが、全体としては前期比446億円(14.1%)増益の3,615億円となりました。

見直しに関する注意事項

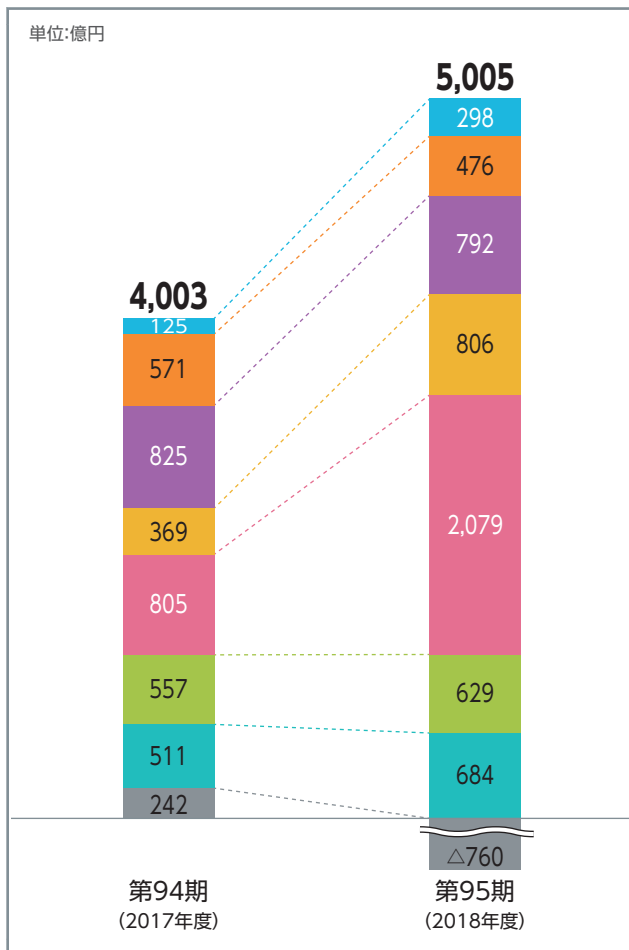
本事業報告に記載されているデータや将来予測は、現在入手可能な情報に基づくもので、種々の要因により影響を受けることがありますので、実際の業績は見直しから大きく異なる可能性があります。従って、これらの将来予測に関する記述に全面的に依拠することは差し控えるようお願いいたします。また、当社は新しい情報、将来の出来事等に基づきこれらの将来予測を更新する義務を負うものではありません。

○ 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、国内及び海外におけるネットワークを通じて、繊維・機械・情報・通信関連、金属、石油等エネルギー関連、生活資材、化学品、食糧・食品等の各種商品の国内、輸出入及び海外取引、更には損害保険代理業、金融業、建設業、不動産の売買、倉庫業並びにそれらに付帯または関連する業務及び事業への投資を多角的に行っております。

○ セグメント別業績

当社株主に帰属する当期純利益



セグメント別 決算概略

■ 繊維カンパニー

(株)三景等のアパレル関連事業が堅調に推移したことに加え、海外アパレル関連事業の売却益及び前期における減損損失の反動等により増益

■ 機械カンパニー

自動車関連取引の堅調な推移に加え、前期における海外特定債権に対する引当金計上の反動はあったものの、(株)ヤナセにおける中古車の一時的な採算低下に加え、北米IPP事業に係る関連損失及び前期における税金費用減少の反動等により減益

■ 金属カンパニー

石炭価格の上昇に加え、伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の好調な推移等はあったものの、ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltdにおける一部の鉄鉱石権益保有形態変更に伴う一時的な取込損益の減少等により減益

■ エネルギー・化学品カンパニー

原油生産量増加及び油価上昇による開発原油取引の採算改善並びに石油及びLNGプロジェクトからの受取配当金増加に加え、北海油田開発事業の売却益等により増益

■ 食料カンパニー

ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の堅調な推移及び子会社化に伴う再評価益等(1,412億円)により、Doleにおける加工品販売価格の下落に加え、前期における一過性利益の反動はあったものの、増益

■ 住生活カンパニー

国内物流施設開発案件の取引増加に加え、パルプ市況上昇によるITOCHU FIBRE LIMITED(欧州パルプ事業)及び日伯紙パルプ資源開発(株)の取込損益の増加等により、前期における一過性利益の反動はあったものの、増益

■ 情報・金融カンパニー

ポケットカード(株)等の金融関連事業が堅調に推移したこと及びファンド運用益の増加に加え、一過性の税金費用の減少等により増益

■ その他及び修正消去

前期におけるC.P. Pokphand Co. Ltd.に係る減損損失の反動はあったものの、CITIC Limitedに対する持分法投資に係る減損損失(△1,433億円)により悪化

(注1) 当社は、連結計算書類を国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しております。

(注2) 「その他及び修正消去」は、各事業セグメントに帰属しない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれております。CITIC Limited及びC.P. Pokphand Co. Ltd.に対する投資及び損益は当該セグメントに含まれております。

事業報告

● 連結財政状態

(単位：億円)

	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	前期末比	
			増減額	増減率
総資産	86,639	100,987	+ 14,348	+ 16.6%
有利子負債	27,795	29,838	+ 2,044	+ 7.4%
ネット有利子負債	23,204	24,068	+ 863	+ 3.7%
株主資本	26,695	29,369	+ 2,674	+ 10.0%
株主資本比率	30.8%	29.1%	1.7pt低下	
NET DER (ネット有利子負債対株主資本倍率)	0.87倍	0.82倍	0.05改善	

総資産は、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)及びポケットカード(株)の子会社化等により、前期末比1兆4,348億円(16.6%)増加の10兆987億円となりました。

有利子負債から現預金を控除したネット有利子負債は、堅調な営業取引収入と着実な資金回収による借入金の返済はあったものの、配当金の支払や自己株式の取得に加え、ポケットカード(株)の子会社化等もあり、前期末比863億円(3.7%)増加の2兆4,068億円となりました。有利子負債は前期末比2,044億円(7.4%)増加の2兆9,838億円となりました。

株主資本は、配当金の支払及び自己株式の取得があった一方で、当社株主に帰属する当期純利益の積上げ等により、前期末比2,674億円(10.0%)増加の2兆9,369億円となりました。

株主資本比率は、前期末比1.7ポイント低下の29.1%、NET DER(ネット有利子負債対株主資本倍率)は、前期末比改善の0.82倍となりました。

● 連結キャッシュ・フローの状況

(単位：億円)

	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,882	4,766
投資活動によるキャッシュ・フロー (フリー・キャッシュ・フロー)	△2,564 (1,319)	2,011 (6,777)
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,961	△5,383

営業活動によるキャッシュ・フローは、食料、金属、エネルギー及び情報・通信における営業取引収入の堅調な推移等により、4,766億円のネット入金となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として食料、金属及びエネルギーにおける固定資産の取得等はあったものの、ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の子会社化による現金の受入及びユニー・ファミリーマートホールディングス(株)におけるユニーの売却等により、2,011億円のネット入金となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済に加え、配当金の支払及び自己株式の取得等により、5,383億円のネット支払となりました。

現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末比1,399億円増加の5,720億円となりました。

○ 中期経営計画「Brand-new Deal 2020」

当社グループは、中期経営計画「Brand-new Deal 2020」（2018年度から2020年度までの3ヵ年計画）において、「商いの次世代化」、「スマート経営」、「健康経営No.1企業」を基本方針として掲げております。「Brand-new Deal 2020」初年度である当期の具体的成果は次のとおりです。

■ 繊維カンパニー

ブランドビジネスの更なる拡大・強化

多様化する消費者ニーズに対応するため、オリジナリティのあるブランドを新たに導入しました。カナダの防寒ウェアからスタートしたアウターウェアブランド「ムースナックルズ」の独占輸入販売権を取得し、2018秋冬シーズンより販売を開始、好調な滑り出しとなっています。また、米国で70年以上の歴史があり、モカシンシューズが有名な「ミネトンカ」の日本市場における独占輸入販売権及びマスターライセンス権も取得しました。今後も顧客視点の徹底により、ブランドビジネスの更なる拡大・強化を目指していきます。



新たな流通チャネルへの参入

ブランドビジネスにおける「商いの次世代化」では、ますます多様化する消費行動を受け、EC等の新たな流通チャネルへの参入を目指し、様々な取組を進めています。2018年度には、世界最大級のファッションB2Bマーケットプレイスを運営するJOOR社等、国内外のベンチャー企業への投資を実行

しました。今後も、激しく変化する世の中の動きをいち早く捉えながら、ブランドビジネスの次世代化を加速させていきます。



■ 機械カンパニー

オマーン海水淡水化事業の商業運転開始

当社が筆頭株主として参画するバルカ海水淡水化プラントが2018年6月に商業運転を開始しました。本件は、オマーン最大の海水淡水化事業であり、プラントで製造される水は、オマーン電力・水公社経由、マスカット首都圏の生活用水として今後20年間供給されます。オマーンを含む中東湾岸地域では、人口増加や都市化で水需要が増加する一方、生活用水不足が課題となっています。今後も世界各地で水資源を有効活用し、本業を通じたESGの取組を推進していきます。



中国における次世代モビリティビジネスへの参入

当社は、中国におけるEV商用車のレンタル・メンテナンスサービスの地上鉄に2018年8月出資参画しました。地上鉄によるEV商用車の管理台数は2万台超と中国最大であり、EV商用車を使った物流オペレーションのノウハウをEV先進国の中国で蓄積していきます。また、中国物流事業とのシナジー、EVバッテリーの二次利用やリサイクル、分散型エネルギーへのEV活用といった次世代電力とのシナジー追求も検討していきます。



金属カンパニー

サウス・フランク鉄鉱山の開発決定

世界最大級の資源会社BHP Group社と共同で運営する西豪州鉄鉱石事業において、サウス・フランク鉄鉱山の開発を決定しました。同鉱山は、今後終掘に向かうヤンディ鉄鉱山の後継として、25年以上の生産が可能な鉱量を有しており、2021年の初出荷を予定しています。当社は、本事業を通じて、地域社会への貢献、労働環境の整備、環境保全等に配慮した持続可能な資源開発を継続していきます。



(BHP Group社提供：西豪州鉄鉱石事業の鉱石処理プラント)

■エネルギー・化学品カンパニー

天然ガス/LNGへの取組と中長期安定収益基盤の構築

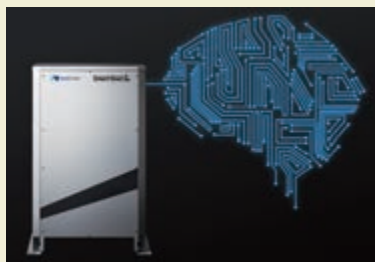
当社は、クリーンエネルギーとして世界的に需要拡大が見込まれる天然ガス/LNGについて、新規プロジェクト参画に向けた取組を進めています。また、石油・ガス上流資産の入替を進め、中長期安定収益基盤の構築に努めています。アゼルバイジャンACG事業等、既存事業からの安定収益に加え、2018年3月にはイラク西クルナ1油田権益を取得、同年9月には英領北海事業を保有する子会社を売却し、2018年度は、エネルギー部門として過去最高益を記録しました。今後も、中長期視点での安定収益基盤構築に資する資産ポートフォリオ形成を進めていきます。



(アゼルバイジャンACG油田)

次世代蓄電システムの販売開始

自社ブランド蓄電池「Smart Star L」と英国Moixa社製AIソフトウェア「GridShare Client」を連携させた次世代蓄電システムの販売を2018年11月より開始しました。AIを搭載した蓄電システムが最適な充放電を行うことにより、電力の効率的運用が可能になる他、家庭における災害時電力対策としての効果も期待されます。蓄電システムの販売で国内トップクラスのシェアを誇る当社の強みを活かし、再生可能エネルギーの普及を促進していきます。今後も、電力供給の安定化並びに分散型エネルギー社会実現に貢献し、「未来よし」を目指していきます。



■食料カンパニー

ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の子会社化

当社の関連会社であったユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の株式を公開買付により取得し、子会社としました。伊藤忠グループで最大の顧客接点を有する同社との連携を一層強固なものとして、マーケティングの高度化、サプライチェーンの次世代化、店舗運営の効率化等を実現し、その経験・知見を他のビジネスにも広く応用することにより、当社グループ全体での更なる価値向上を目指していきます。



HyLife事業の更なる拡大

カナダ最大級の養豚・豚肉生産者HYLIFE GROUP HOLDINGSは、工場を拡張し、生産能力を従来の1.2倍に増強しました。更に強化された供給力により、日本向けの輸出をますます拡大していきます。また、2016年のオープンより好調な営業を続けている東京・代官山の直営レストラン「HyLife Pork TABLE」では、こだわりのハーフ三元豚の素材を存分に活かした料理を提供し、ブランド価値の向上に努めています。今後も当社は、HyLife事業の拡大を目指していきます。



■住生活カンパニー

「伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人」J-REIT市場に上場

当社は、2000年初頭より本格的に物流施設開発に取り組んでおり、これまでに多くの開発実績を有しています。今回の本REIT上場により、物流不動産事業における開発・リーシング・保有・運営管理までのバリューチェーンが確立されました。また、本REITを通じてグループの保有する物流施設等の売却・有効活用ニーズにも対応し、グループ全体の経営効率化にも貢献していきます。当社は、今後も物流関連事業の拡大を進め、スポンサーとして本REITの成長に向けた支援を進めていきます。



(本REIT旗艦物件のアイミッションズパーク印西)

天然ゴムのトレーサビリティ実証実験開始

天然ゴムは、日々の生活に欠かせない天然資源です。持続可能な社会への意識の高まりに伴い、調達活動における高い透明性が求められるようになりました。植林地域の広さや流通経路の複雑さにより、これまでは生産者の実態を把握することは著しく困難でした。当社は、子会社のABP社（本社：インドネシア）のサプライチェーンを活用し、天然ゴム業界では世界初の試みとしてブロックチェーン技術を活用した実証実験を開始、トレーサビリティの実現を推進していきます。更に、世界有数の天然ゴム会社であるHalcyon Agri Corporation Limited（本社：シンガポール）が設立した持続可能な天然ゴム取引のマーケット・プラットフォームを運営するHevea Connect社との資本提携により、持続可能な天然ゴムの普及を目指していきます。



(ブロックチェーン技術を活用したトレーサビリティ実現イメージ)

■情報・金融カンパニー

(株)フリークアウト・ホールディングスとの資本業務提携

当社は、データを活用したマーケティング分野において、広配信サービスを展開する(株)フリークアウト・ホールディングスと資本業務提携を締結しました。(株)フリークアウト・ホールディングスが有するデジタル広告技術、データ収集・活用技術と、当社が保有するデータや生活消費関連事業での顧客接点を組み合わせることにより、デジタルマーケティング領域での新たな収益源の構築を目指していきます。



(株)Paidyへの戦略的事業投資

当社は、子会社のポケットカード(株)とともに、オンライン後払い決済サービスを運営する(株)Paidyへ持分法適用会社化を前提とした戦略的事業投資を実施しました。当社グループ内外における加盟店ネットワーク拡大を推進するとともに、(株)Paidy及びポケットカード(株)の強みを活かし、消費者の収入と支出、送金等に係る先進的で使い勝手の良い次世代金融サービスの開発を進め、両社の企業価値向上に向けた支援をしていきます。



■ 総本社

健康経営の取組推進

当社は、「予防」「治療」「共生」の3つの観点から、がんと仕事の両立支援に継続的に取り組んでいます。がんの早期発見につなげるため、2018年度より40歳以降の対象年齢の社員にがん検診を行っており、対象者のほぼすべてとなる300名以上の社員が受診しました。また、朝型勤務推進の一策として朝7時半からの早朝時間を活用した「朝活セミナー」において、がんと仕事の両立に関するセミナーを開催する等、社員のがんに対する意識醸成、知識向上に努めています。



(朝活セミナーで講演する向井亜紀さん)

(2) 対処すべき課題

○ 来期の見通し

来期の経営環境を展望しますと、米国経済は緩和的な金融政策が続けられるものの成長は鈍く、欧州経済は幾分復調するとの見方はあるも不透明な状況が続くと見込まれます。中国経済は政府の大規模な景気刺激策の効果により下期には持直しが見込まれますが、世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱への懸念が残る間は先行きを見通し難い状況が続くと見込まれます。そうした中で、円・ドル相場は概ね横ばい、原油相場は変動の大きな状況が続く中で主要産油国による需給調整もあり概ね横ばい圏での推移が見込まれます。

日本経済は、このような世界経済の影響を受けて当面は輸出が伸び悩み、設備投資もピークアウトが見込まれるものの、公共投資や個人消費の下支え、及び消費増税に伴う影響は政府の対策によって抑制される等、緩やかな拡大になると考えられます。

○ 中期経営計画「Brand-new Deal 2020」の更なる推進

中期経営計画「Brand-new Deal 2020」（2018年度から2020年度までの3ヵ年計画）の2年目となる2019年度は、当該中期経営計画の3つの基本方針である「商いの次世代化」、「スマート経営」、「健康経営No.1企業」の一層の推進を図るため、短期経営計画の基本的な考え方として4つの観点から「持続的成長基盤の構築」に取り組めます。

① 成長投資の着実な実行と高効率経営の継続

「商いの次世代化」を一層推進するため、次世代型成長モデルに向けた積極投資を推進するとともに、ピークアウト・低効率ビジネスの資産入替を行い、当社の強みである高効率経営を継続していきます。

② 「新しい商社像」に向けて

「第4次産業革命」をはじめとする急激な環境変化に対応するため「マーケットインの発想」に基づく新たな組織として「第8カンパニー」を創設し、商社特有の商品・タテ割り文化を打破し、市場や消費者からのニーズを捉えた新たな発想でビジネスに取組んでまいります。また、このような環境変化に対応できる人材育成の必要性から、人材を更に活性化させるための施策を実行してまいります。

③ バランスを追求したキャッシュ・アロケーション

成長投資、株主還元、有利子負債コントロール、3つのバランスを追求し、A格付けの維持を前提としたB/Sマネジメントを行います。

④ サステナビリティ施策の着実な推進

持続的成長を実現するため、社会課題の解決と社会価値の創出への取組強化を図ります。2019年度は中でも低炭素社会への寄与を目指す「気候変動への取組」（環境）、働きがいのある職場環境の整備を目指す「スマート・健康経営」（社会）及び確固たる「ガバナンス」体制の堅持（ガバナンス）の強化に注力し、サステナビリティ施策を着実に推進してまいります。

商いの次世代化

- 全てのカンパニーによる新技術を活用したビジネスモデルの進化
- ユニバーファミリーマート®を起点とするグループ/リニューチェーンの価値向上
- 戦略的パートナーとの積極連携を進め、中国・アジアでのビジネス創出を加速

スマート経営

- ROEをはじめとした経営効率性、労働生産性で業界No.1
- 働き方改革と“耐る”の深化

健康経営No.1企業

- 社員がやりがいを持って存分に働き、家族にとっても一番いい会社へ
- 一人ひとりの健康増進とグループ全体の活力向上

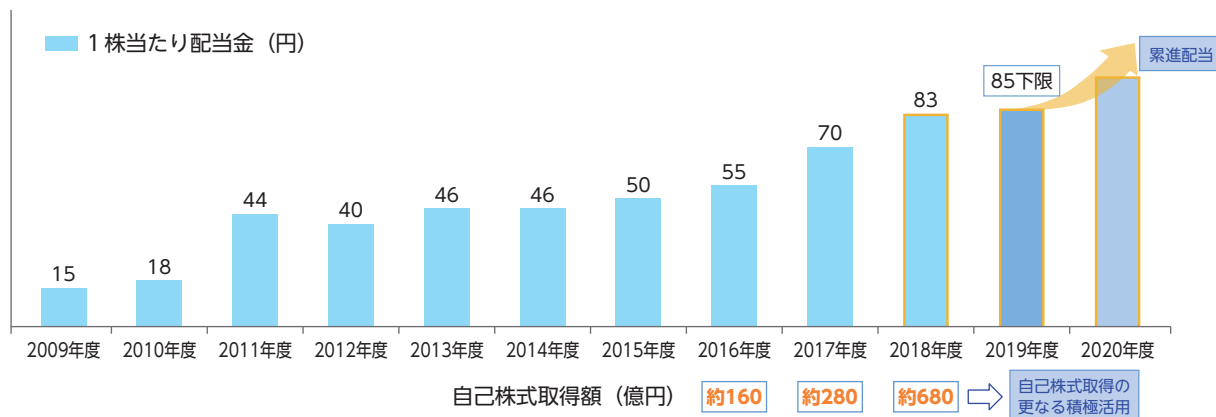
2019年度 短期経営計画の基本的な考え方

持続的成長基盤の構築

<p>成長投資の着実な実行 高効率経営の継続</p> <p>次世代型成長モデルに向けた積極投資 ピークアウト・低効率ビジネスの資産入替</p>	<p>「新しい商社像」に向けて 「マーケットインの発想」 商品・タテ割り文化の打破</p> <p>「第8カンパニー」の新設 人材活性化への推進</p>
<p>バランスを追求した キャッシュ・アロケーション</p> <p>成長投資・株主還元・ 有利子負債コントロール、3つのバランス</p>	<p>サステナビリティ施策の 着実な推進</p> <p>スマート・健康経営 ガバナンス、気候変動への取組み</p>

株主還元方針

2018年10月1日に、配当額・配当性向の段階的引上げと自己株式取得の更なる積極活用を示した「中長期的な株主還元方針」を公表いたしました。2019年度は当方針の着実な実行を進めることとし、一株当たりの配当金は当社史上最高となる85円下限、2020年度も累進配当とし、配当額、配当性向の更なる引上げを目指します。また、自己株式取得についても、キャッシュ・フローの状況等を踏まえ、2019年度も機動的・継続的に実施いたします。



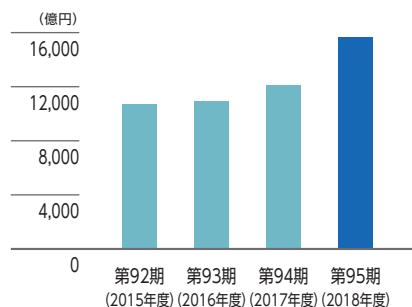
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

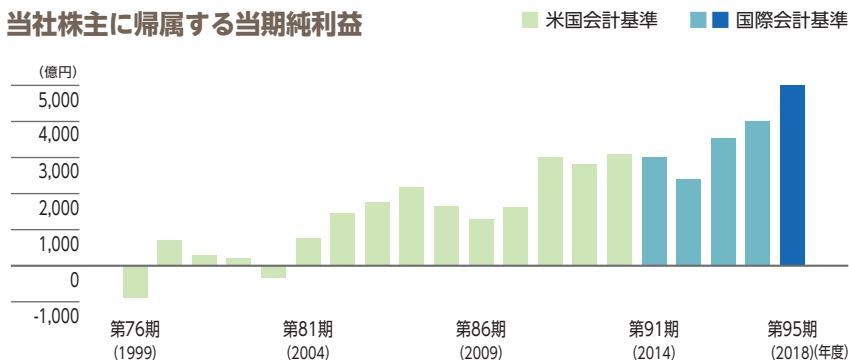
(3) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

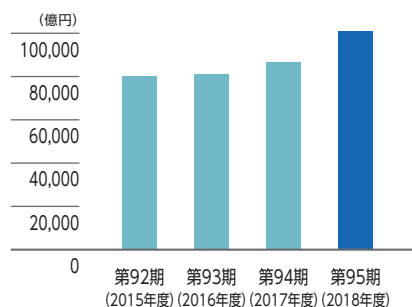
売上総利益



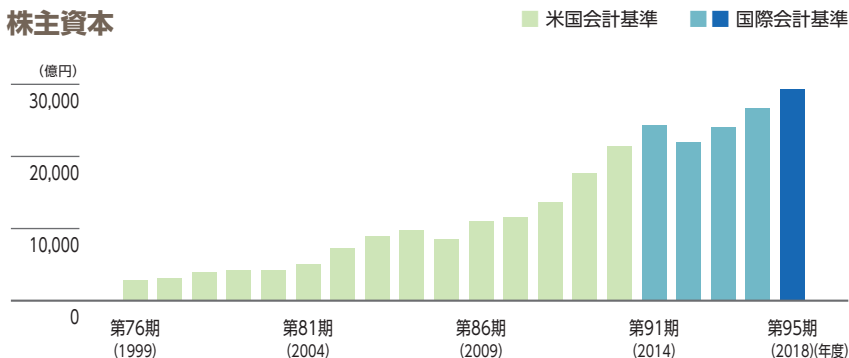
当社株主に帰属する当期純利益



総資産



株主資本

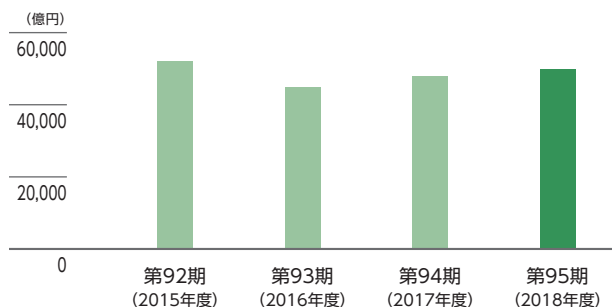


	第92期 (2015年度)	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)
収益 (百万円)	5,083,536	4,838,464	5,510,059	11,600,485
売上総利益 (百万円)	1,069,711	1,093,462	1,210,440	1,563,772
当社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	240,376	352,221	400,333	500,523
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	152.14	223.67	257.94	324.07
総資産 (百万円)	8,036,395	8,122,032	8,663,937	10,098,703
株主資本 (百万円)	2,193,677	2,401,893	2,669,483	2,936,908

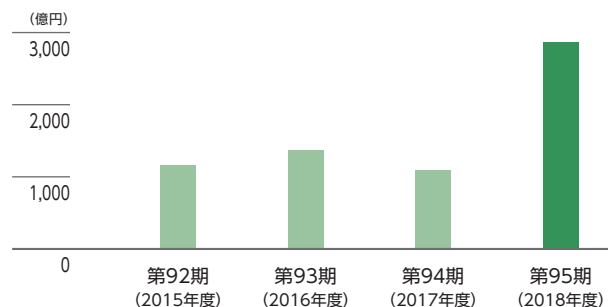
(百万円未満四捨五入)

② 当社（単体）の財産及び損益の状況の推移

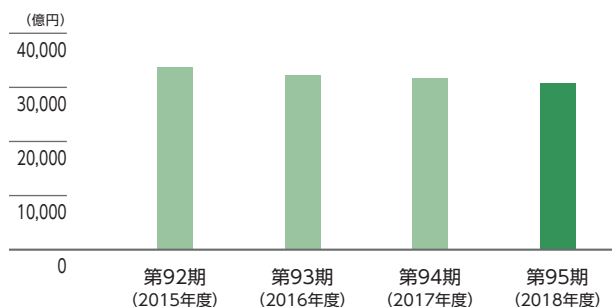
売上高



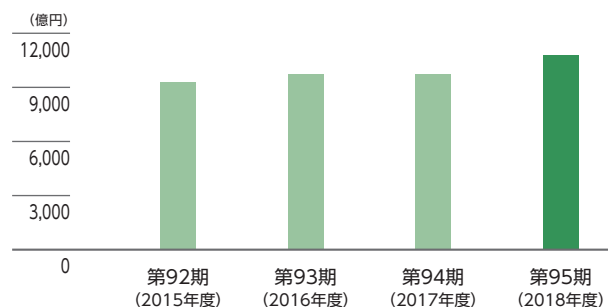
当期純利益



総資産



純資産



	第92期 (2015年度)	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)
売上高	(百万円) 5,203,725	4,470,329	4,795,741	4,983,051
経常利益	(百万円) 203,425	184,893	211,881	307,065
当期純利益	(百万円) 115,301	136,673	109,263	286,479
1株当たり当期純利益	(円) 72.92	86.74	70.35	185.37
総資産	(百万円) 3,366,654	3,217,095	3,164,561	3,086,494
純資産	(百万円) 927,125	975,726	974,102	1,081,068

(百万円未満四捨五入)

事業報告

(4) 重要な企業結合の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
国内	Dole International Holdings(株)	33,976百万円	100.00%	Doleアジア青果事業及びグローバル加工食品事業の事業管理
	伊藤忠テクノソリューションズ(株)	21,764百万円	58.26%	システム開発、インフラ構築、ITマネジメント等のITソリューション事業
	伊藤忠エネクス(株)	19,878百万円	54.00%	石油製品・LPガスの販売及び電力熱供給事業
	ユニ・ファミリーマートホールディングス(株)	16,659百万円	50.48%	コンビニエンスストア事業等の持株会社
	タキロンシーアイ(株)	15,189百万円	51.13%	合成樹脂製品等の製造・加工・販売
	ポケットカード(株)	14,374百万円	80.00%	クレジットカード事業
	伊藤忠都市開発(株)	10,225百万円	100.00%	不動産の開発・分譲・賃貸
	(株) ヤナセ	6,976百万円	66.10%	自動車、同部品の販売及び修理
	伊藤忠食品(株)	4,923百万円	52.31%	酒類、食料品等の卸売・販売
	伊藤忠ロジスティクス(株)	4,261百万円	100.00%	総合物流業
海外	コネクシオ(株)	2,778百万円	60.35%	モバイル端末の卸売・販売・モバイル関連ソリューション事業
	(株) 日本アクセス	2,620百万円	100.00%	食品等の卸売・販売
	伊藤忠建機(株)	2,300百万円	100.00%	建設機械の販売・賃貸
	伊藤忠インターナショナル会社	625,640千米ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠欧州会社	70,449千英ポンド	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠香港会社	1,248,621千香港ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠(中国)集团有限公司	300,000千米ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltd	276,965千豪州ドル	100.00%	鉄鉱石、石炭、非鉄金属等の資源開発事業投資・販売
	ITOCHU Coal Americas Inc.	762,000千米ドル	100.00%	炭鉱、輸送インフラ資産の権益保有
	European Tyre Enterprise Limited	356,730千英ポンド	100.00%	欧州タイヤ事業の統括
関連会社	ITOCHU FIBRE LIMITED	168,822千ユーロ	100.00%	製紙用パルプ、チップ、紙製品の販売・METSА FIBRE OYへの投資
	Orchid Alliance Holdings Limited	55千米ドル	100.00%	CITIC Limited保有会社への投融資
	(株)オリエントコーポレーション	150,044百万円	16.53%	信販業
	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	30,000百万円	50.00%	鉄鋼製品等の輸出入・販売
	C.P. Pokphand Co. Ltd.	253,329千米ドル	25.00%	配合飼料事業、畜産・水産関連事業、食品の製造・販売業
関連会社	不二製油グループ本社(株)	13,209百万円	34.04%	不二製油グループの戦略立案及び各事業会社の統括管理
	(株) デサント	3,846百万円	40.02%	スポーツウェア及び関連商品の製造・販売

(百万円未満四捨五入)

(注1) 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が有する間接保有割合の合計を記載しております。

(注2) 当社の関連会社であったユニ・ファミリーマートホールディングス(株)の株式を公開買付により取得し、子会社としました。

(注3) 当期より重要な子会社としてポケットカード(株)、重要な関連会社として不二製油グループ本社(株)及び(株)デサントを加えております。

(注4) (株)オリエントコーポレーションの議決権比率は20%未満ですが、当社は同社の取締役会において、代表取締役を含む取締役の派遣を通じて営業及び財務方針決定に参加し、重要な影響力を有しているため同社を関連会社としております。

② 連結子会社及び持分法適用会社数の推移

区分	第92期 (2015年度)	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)
連結子会社	212社	207社	206社	203社
持分法適用会社	114社	101社	94社	88社
連結対象会社合計	326社	308社	300社	291社

(注) 上記会社数は、当社が直接投資している会社及び海外現地法人が直接投資している会社を表示しております(親会社の一部と考えられる投資会社を除く)。

(5) 主要な営業拠点

① 国内

当社本社	大阪本社：大阪市北区梅田3丁目1番3号 東京本社：東京都港区北青山2丁目5番1号
当社支社	中部支社(名古屋)、九州支社(福岡)、中四国支社(広島)、北海道支社(札幌)、東北支社(仙台)
当社支店	北陸支店(金沢)、富山支店

② 海外

当社支店	ヨハネスブルグ、マニラ、クアラルンプール
当社事務所	リマ、アルジェ、ナイロビ、リヤド、ジャカルタ、モスクワ等39店
海外現地法人	伊藤忠インターナショナル会社(米国)、伊藤忠ブラジル会社、伊藤忠欧州会社(英国)、伊藤忠中近東会社(アラブ首長国連邦)、伊藤忠豪州会社、伊藤忠(中国)集団有限公司、伊藤忠香港会社、伊藤忠シンガポール会社、伊藤忠タイ会社等、海外現地法人の本・支店等を含め57店

(6) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

繊維	機械	金属	エネルギー・ 化学品	食料	住生活	情報・金融	その他	合計
9,386名 [2,761名]	14,345名 [1,120名]	498名 [82名]	12,971名 [3,994名]	46,624名 [19,386名]	16,936名 [3,030名]	16,232名 [8,215名]	2,804名 [133名]	119,796名 [38,721名]

(注1) 従業員数は就業人員数であり、[]は臨時従業員の年間の平均人数を外数で記載しております。

(注2) 食料カンパニーにおいてユニバーファミリーマートホールディングス(株)を子会社化したこと等により、従業員数が前期末比17,710名増加しております。

② 当社(単体)の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,285名	0名	41.7歳	17年6ヵ月

(注) 上記従業員数には、国内846名及び海外320名の他社への出向者並びに海外現地法人での勤務者307名が含まれております。

事業報告

(7) 設備投資の状況

当期においてユニー・ファミリーマートホールディングス(株)を子会社化したことにより、同社の設備が当社グループの設備に加わっております。

(8) 資金調達の状況

当社グループは、当社を中心に、国内外グループ金融統括会社、海外現地法人等で資金調達を行っており、当期において金融機関からの借入及び短期社債（電子CP）の発行等を行いました。

(9) 主要な借入先

当社グループは、当社を中心に借入を行っており、当期末における当社の主要な借入先は次のとおりです。

借入先	借入額
	百万円
(株) みずほ銀行	99,948
(株) 三井住友銀行	71,039
(株) 三菱UFJ銀行	62,095
日本生命保険相互会社	62,000
三井住友信託銀行(株)	47,262
みずほ信託銀行(株)	39,241
朝日生命保険相互会社	35,000
(株) 日本政策投資銀行	33,500
明治安田生命保険相互会社	27,500
(株) 八十二銀行	20,072

(百万円未満四捨五入)

(10) 当社グループの現況に関するその他重要な事項

当社は、2016年度までに行われた全日本空輸(株)向け制服の販売業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年7月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。また、同年度までに行われた(株)NTTドコモ向け制服の供給業務に関しても独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年10月に、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令（納付すべき課徴金の額：429万円）を受けました。

これらの案件はいずれも、2018年1月及び同年2月に公正取引委員会より排除措置命令を受けた西日本旅客鉄道(株)及び東日本電信電話(株)向け制服の販売業務と同様、2016年度以前に当社が行っていた制服販売業務に関する一連の事案であり、当社の再発防止策の策定及び実行の過程で、それぞれ公正取引委員会の調査開始前に自ら違反行為を取止めたものです。

当社は、独占禁止法等遵守に係る社内ルールの整備、違反行為の自主申告の促進及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策を既に策定・実行しており、かかる取組を通じ、十分かつ効果的な独占禁止法遵守の体制を整備したものと考えております。なお、当社のみならず、当社グループ会社における独占禁止法遵守を含めたコンプライアンスの徹底も図ってまいります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 …………… 3,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 …………… 1,584,889,504株

(注) 2018年10月19日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて78,000千株減少しております。

(3) 株主数 …………… 187,392名

(4) 大株主（上位10名）

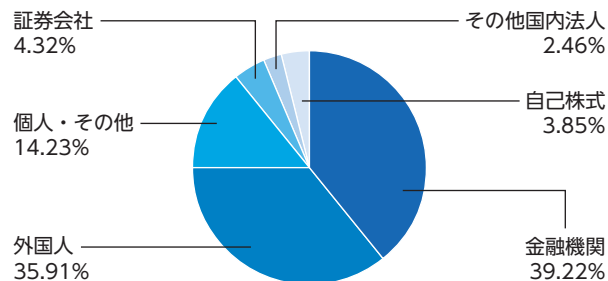
株 主 名	持 株 数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	104,741	6.87
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	86,881	5.70
CP WORLDWIDE INVESTMENT COMPANY LIMITED	63,500	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	39,253	2.58
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	34,056	2.23
(株) み ず ほ 銀 行	31,200	2.05
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	28,725	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	27,035	1.77
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	23,400	1.54
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	23,355	1.53

(千株未満切捨)

(注1) 当社は、自己株式を60,996千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(ご参考) 所有者別の持株比率



事業報告

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を図るため、会社法第165条第3項の規定により読替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。

取締役会決議日	2018年12月4日	2019年2月5日
取得期間	2018年12月5日～2019年1月4日	2019年2月6日～2019年6月30日
取得した自己株式数	15,097千株	19,024千株 (注)

(千株未満切捨)

(注) 2019年3月31日までの取得株式数を記載しております。

② 株式交換

当社は、2019年3月11日を効力発生日として、(株)日本アクセス、伊藤忠ロジスティクス(株)、(株)レリアン及び伊藤忠都市開発(株)の4社(以下、対象4社)を株式交換完全子会社、当社を株式交換完全親会社とする株式交換を実施しました。当該株式交換により、効力発生直前の対象4社の株主に対し、当社の自己株式5,524,849株を割当交付しました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

① 取締役

氏名	会社における地位	担当	取締役会出席状況
*岡 藤 正 広	取締役会長	CEO	17/17回 (100%)
*鈴 木 善 久	取締役社長	COO	17/17回 (100%)
*吉 田 朋 史	取締役	住生活カンパニー プレジデント	13/13回 (100%)
*小 林 文 彦	取締役	CAO・CIO	17/17回 (100%)
*鉢 村 剛	取締役	CFO	17/17回 (100%)
村 木 厚 子	取締役		17/17回 (100%)
望 月 晴 文	取締役		17/17回 (100%)
川 名 正 敏	取締役		13/13回 (100%)

② 監査役

氏名	会社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
山 口 潔	常勤監査役	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)
土 橋 修 三 郎	常勤監査役	13/13回 (100%)	9/9回 (100%)
間 島 進 吾	監査役	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)
瓜 生 健 太 郎	監査役	16/17回 (94%)	13/13回 (100%)
大 野 恒 太 郎	監査役	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)

(注1) *印の各氏は、代表取締役であります。

(注2) 取締役村木厚子、望月晴文及び川名正敏の各氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。

(注3) 監査役間島進吾、瓜生健太郎及び大野恒太郎の各氏は、社外監査役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ております。

(注4) 監査役間島進吾氏は、日本及び米国(ニューヨーク州)における公認会計士の資格を有し、かつ大学教授(会計学及び監査論)としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注5) 2018年6月22日付で藤崎一郎及び川北力の両氏が取締役を、また、赤松良夫氏が監査役をそれぞれ退任しております。

(注6) 重要な兼職の状況は、次のとおりであります。

区分	氏名	兼職先	役職
取 締 役	岡 藤 正 広	日清食品ホールディングス(株)	社外取締役
	村 木 厚 子	SOMPOホールディングス(株)	社外監査役
		住友化学(株)	社外取締役
	望 月 晴 文	(株)日立製作所	社外取締役
監 査 役	間 島 進 吾	東京中小企業投資育成(株)	代表取締役社長
		ワイン・パートナーズ(株)	社外取締役
	瓜 生 健 太 郎	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所	代表弁護士マネージングパートナー
		U&Iアドバイザリーサービス(株)	代表取締役
		協和発酵キリン(株)	社外取締役
大 野 恒 太 郎	イオン(株)	社外取締役	
	(株)小松製作所	社外監査役	

執行役員の選任の方針と手続

執行役員は、原則、当社の職務等級制度における経営者候補層の中から高評価を得、誠実な人格で高い識見と能力を有している者、または既に執行役員として選任されている者の中から、その職責を全うするために必要な知見と経験を有する者を毎年選任します。選任の手続としては、新任の者については役員推薦に基づき、また、再任の者については執行役員としての業績評価を踏まえて会長が候補者を選定し、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。なお、執行役員が当社の執行役員規程に違反したとき、その他執行役員としてふさわしくないと認められる場合には、会長（または指名委員会委員長）による立案に基づく指名委員会での審議を経て、取締役会の決議により適時に解任するものとします。

(2) 執行役員の状況 (2019年4月1日現在)

氏名	会社における地位	担当
岡藤正広	会長執行役員	CEO
鈴木善久	社長執行役員	COO
吉田朋史	副社長執行役員	住生活カンパニー プレジデント
福田祐士	副社長執行役員	東アジア総代表 (兼) アジア・大洋州総支配人 (兼) CP・CITIC管掌
小林文彦	専務執行役員	CAO
鉢村剛	専務執行役員	CFO
都梅博之	常務執行役員	機械カンパニー プレジデント
石井敬太	常務執行役員	エネルギー・化学品カンパニー プレジデント
諸藤雅浩	常務執行役員	繊維カンパニー プレジデント (兼) 大阪本社管掌
茅野みづる	常務執行役員	伊藤忠インターナショナル会社社長 (CEO)
佐藤浩	常務執行役員	欧州総支配人 (兼) 伊藤忠欧州会社社長 (兼) アフリカブロック管掌
今井重利	常務執行役員	中部支社長
貝塚寛雪	常務執行役員	食料カンパニー プレジデント
清水源也	常務執行役員	繊維カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント (兼) ファッションアパレル部門長
野田俊介	常務執行役員	CDO・CIO

氏名	会社における地位	担当
池添洋一	執行役員	東アジア総代表代行 (兼) 伊藤忠(中国)集团有限公司董事長 (兼) 上海伊藤忠商事有限公司董事長 (兼) 伊藤忠香港会社会長 (兼) アジア・大洋州総支配人補佐
高田知幸	執行役員	広報部長
岡広史	執行役員	秘書部長
土橋晃	執行役員	監査部長
福嶋義弘	執行役員	ブランドマーケティング第二部門長
細見研介	執行役員	食料カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント (兼) 食品流通部門長
大久保尚登	執行役員	エネルギー・化学品カンパニー エグゼクティブ バイス プレジデント (兼) エネルギー部門長
新宮達史	執行役員	情報・金融カンパニー プレジデント
水谷秀文	執行役員	東アジア総代表補佐(華東担当) (兼) 上海伊藤忠商事有限公司總經理
田中慎二郎	執行役員	European Tyre Enterprise Limited (CEO)
三浦省司	執行役員	ブランドマーケティング第一部門長
森田考則	執行役員	自動車・建機・産機部門長
大谷俊一	執行役員	アフリカ総支配人 (兼) ヨハネスブルグ支店長 (兼) 伊藤忠ナイジェリア会社社長
田中正哉	執行役員	化学品部門長
瀬戸憲治	執行役員	金属カンパニー プレジデント (兼) 金属資源部門長
油屋真一	執行役員	プラント・船舶・航空機部門長
的場佳子	執行役員	調査・情報部長
中宏之	執行役員	業務部長
泉竜也	執行役員	経理部長
田中建治	執行役員	アジア・大洋州総支配人代行(インドシナ担当) (兼) インドシナ支配人 (兼) 伊藤忠タイ会社社長 (兼) 伊藤忠エンタープライズ・タイ会社社長
加藤修一	執行役員	金融・保険部門長
真木正寿	執行役員	建設・不動産部門長

(注) 茅野みつるの戸籍上の氏名は、池みつるです。

事業報告

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	人員	報酬等の総額	内訳				
			月例報酬	賞与	特別賞与	株式報酬	
取締役	取締役（社内）	5名	1,731	445	1,000	113	173
	社外取締役	5名	48	48	－	－	－
	合計	10名	1,779	493	1,000	113	173
監査役	監査役（社内）	3名	72	72	－	－	－
	社外監査役	3名	43	43	－	－	－
	合計	6名	115	115	－	－	－

(百万円未満四捨五入)

- (注1) 取締役の報酬限度額 本定時株主総会の第4号議案（取締役の報酬額改定の件）が原案通り承認可決されることを条件として、月例報酬総額として年額8億円（うち、社外取締役分は年額1億円）
上記報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対する賞与総額として年額20億円
- (注2) 監査役の報酬限度額 月額13百万円（2005年6月29日 株主総会決議）
- (注3) 当社は、本定時株主総会の第4号議案（取締役の報酬額改定の件）が可決されることを条件として、特別賞与を支給することを、ガバナンス・報酬委員会の審議を経たうえで2019年4月18日開催の取締役会で決議しました。現行のフォーミュラで算定した取締役賞与を従来の賞与限度額（年額10億円）の範囲内で支給し、本定時株主総会の第4号議案（取締役の報酬額改定の件）が可決されることを条件として、当該賞与限度額を上回る金額を取締役賞与とは別枠の特別賞与として支給するものであり、特別賞与と取締役賞与の合計額は、（注1）の賞与限度額（年間20億円）以内となります。（当社の取締役報酬制度の概要は、20ページから21ページをご参照ください。）
- (注4) 当社は、2016年6月24日開催の第92回定時株主総会において、取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）の導入を決議しております。表の株式報酬の総額は、役員報酬BIP信託に関して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額等であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	役職
社外取締役	村木厚子	SOMPOホールディングス(株)	社外監査役
		住友化学(株)	社外取締役
	望月晴文	(株)日立製作所	社外取締役
		東京中小企業投資育成(株)	代表取締役社長
社外監査役	間島進吾	ウイン・パートナーズ(株)	社外取締役
		弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所	代表弁護士マネージングパートナー
	瓜生健太郎	U&Iアドバイザーサービス(株)	代表取締役
		協和発酵キリン(株)	社外取締役
	大野恒太郎	イオン(株)	社外取締役
(株)小松製作所		社外監査役	

(注) 上記の重要な兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	村 木 厚 子	<p>当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、主に厚生労働省（及び旧労働省）における行政官としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。当期は、ガバナンス・報酬委員会の委員長を務め、改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応に関する議論を主導しました。また、内部統制・コンプライアンス、働き方改革やサステナビリティの分野における数多くの有益な提言等を行っております。</p>
	望 月 晴 文	<p>当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、主に経済産業省（及び旧通商産業省）における行政官としての豊富な経験と高い見識に加え、兼職先における企業経営者としての経験に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。当期は、指名委員会の委員長を務め、経営陣幹部の選解任や後継者計画について実質面での議論を主導しました。また、内部統制・コンプライアンスや次世代ビジネスを含む幅広い視点から数多くの有益な提言等を行っております。</p>
	川 名 正 敏	<p>就任後開催の取締役会13回のすべてに出席し、主に東京女子医科大学附属青山病院病院長及び東京女子医科大学病院副院長としての病院経営の経験と医療に関する高度な知識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。当期は、ガバナンス・報酬委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化に貢献しました。また、健康経営やヘルスケア関連ビジネスの分野においては、専門知識を活かして数多くの有益な提言等を行っております。</p>
社外監査役	間 島 進 吾	<p>当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士及び長年の大学教授としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。当期は、ガバナンス・報酬委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化に貢献しました。また、指名委員会の委員も務め、当社の役員指名の客観性の向上に貢献しました。</p>
	瓜 生 健 太 郎	<p>当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会13回のすべてに出席し、幅広い企業法務の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。当期は、指名委員会の委員を務め、当社の役員指名の客観性の向上に貢献しました。</p>
	大 野 恒 太 郎	<p>当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、監査役会13回のすべてに出席し、主に法務省及び検察庁における長年の経験を通して培った高い見識と法制度や運用に関する専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っております。当期は、ガバナンス・報酬委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化に貢献しました。</p>

事業報告

(注) 当社は、2016年度までに行われた全日本空輸(株)向け制服の販売業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年7月に、公正取引委員会より独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。また、同年度までに行われた(株)NTTドコモ向け制服の供給業務に関しても独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年10月に、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令(納付すべき課徴金の額:429万円)を受けました。これらの案件はいずれも、2018年1月及び同年2月に公正取引委員会より排除措置命令を受けた西日本旅客鉄道(株)及び東日本電信電話(株)向け制服の販売業務と同様、2016年度以前に当社が行っていた制服販売業務に関する一連の事案であり、当社の再発防止策の策定及び実行の過程で、それぞれ公正取引委員会の調査開始前に自ら違反行為を取止めたものです。各社外取締役及び社外監査役は、平素より取締役会において法令遵守の重要性について発言を行っており、また、本件の判明後は、当社及びグループ会社における法令遵守の更なる徹底、並びに、独占禁止法等遵守に係る社内ルールの整備、違反行為の自主申告の促進及び独占禁止法遵守教育の強化・充実を含む再発防止策の策定につき積極的な提言を行い、コンプライアンス体制の強化に関する当該取組につき継続的に確認をしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 …………… 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査または証明業務）についての報酬等の額 | 635百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 2,217百万円 |
- (注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬及び国際会計基準（IFRS）に基づく英文財務諸表に係る監査の報酬を含めておりません。
- (注2) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレターの作成業務等についての対価を支払っており、それらは上記②の報酬等の合計額に含めております。
- (注3) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (注4) 「1. 当社グループの現況に関する事項 (4) 重要な企業結合の状況 ①重要な子会社及び関連会社の状況」に記載されている重要な子会社及び関連会社のうち、(株)ヤナセ及び(株)オリエントコーポレーションはEY新日本有限責任監査法人、不二製油グループ本社(株)及び(株)デザートは有限責任あずさ監査法人、海外の子会社及び関連会社は外国の法令に基づいた会計監査人としての資格を有する現地の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システムに関する基本方針の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しております。以下、2006年4月19日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載します。（2016年5月6日付で一部改訂を行っております。）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレート・ガバナンス	<p>1 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。</p> <p>2 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。</p> <p>3 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。</p> <p>4 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。</p>
コンプライアンス	<p>1 取締役、執行役員及び使用人は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り行動する。</p> <p>2 コンプライアンス統括役員（代表取締役）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。</p>
財務報告の 適正性確保のための体制整備	<p>1 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、CFO（Chief Financial Officer）を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。</p> <p>2 開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。</p>
内部監査	<p>社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。</p>

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

HMC及び各種社内委員会	社長補佐機関としてHMC（Headquarters Management Committee）及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。
ディビジョンカンパニー制	ディビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。
職務権限・責任の明確化	適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理・報告体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたり、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。 2 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。 3 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決める。
子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、リスクカテゴリーごとにグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたり、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。 2 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。 3 子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

⑦ 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

重要会議への出席	監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
報告体制	1 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
	2 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
	3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑧ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

報告体制	1 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
	2 コンプライアンス統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。
	3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、上記により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、十分周知する。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査部の監査役との連携	監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
外部専門家の起用	監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、各確認項目について担当部署を定め、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署（及び関連するその他の社内委員会）による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っています。内部統制委員会（2019年度）は、CAOを委員長、事務局を業務部とし、CFO、監査部長及び外部専門家（弁護士）が委員となって構成されている他、監査役も毎回出席し、意見を述べております。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される上記確認事項ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、財務報告の適正性確保のための体制、コンプライアンス体制、損失の危険の管理のための体制、及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況等の重要事項については、各担当部署からなされる個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用状況を確認しています。

また、内部統制委員会における審議結果については、HMC及び取締役会に対しても年2回報告されており、取締役会において、内部統制システムの構築・運用状況について最終的な通期評価を行っています。

内部統制に関連する主な社内委員会の開催状況（2018年度）は、内部統制委員会が2回、コンプライアンス委員会が2回、ALM（Asset Liability Management）委員会が8回となっております。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業グループベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については定期的に内部統制委員会に報告されております。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は2019年4月18日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について2018年度における構築・運用状況の評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

ご参考

取締役会の実効性評価

当社は、2018年度の実効性評価を実施しました。

当該評価の結果、取締役会の構成、任意諮問委員会の構成、役割・責務、運営状況、情報提供・トレーニングの面において、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

外部コンサルタントよりは、①アンケート設問の大多数でスコアが改善している、②取締役会議長及び事務局がガバナンス向上に向けて社外役員と連携、より効率的で高密度な取締役会の運営を実現している、③社内役員及び社外役員双方の努力により任意諮問委員会の客観性・独立性・透明性が向上している、との評価がありました。

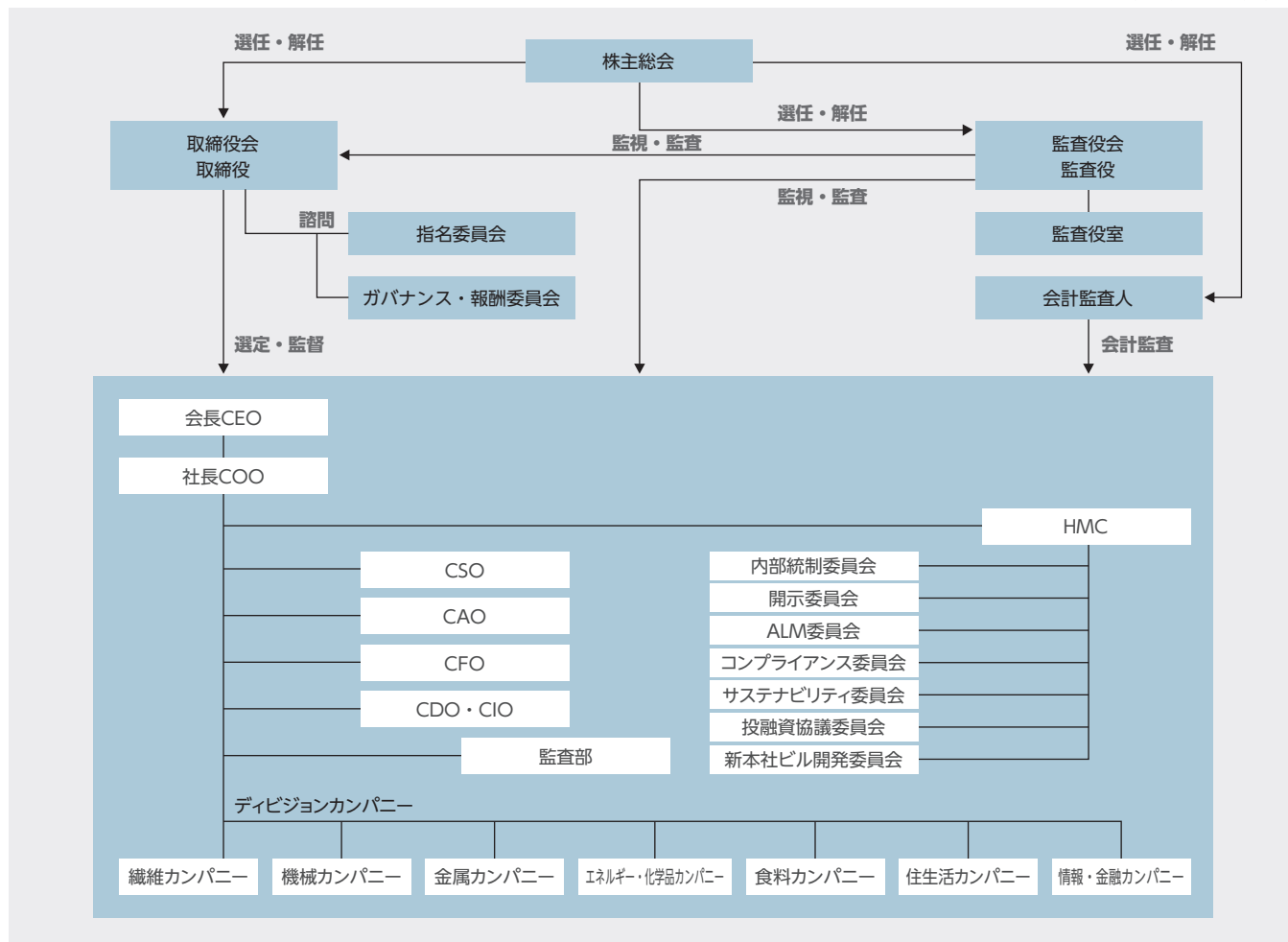
前回の取締役会評価で課題として認識した「モニタリング重視型への移行を踏まえた取締役会の運用」については、経営計画の公表後レビューや内部統制・コンプライアンス等、前年度に比べて議題は拡充したが、時機を捉えた特定分野でのビジョンや戦略に関する議論をより深めるべきとの意見があり、社外役員の意見を踏まえ、審議項目について更なる検討を重ねていきます。また、「任意諮問委員会の審議内容の取締役会への報告の拡充等」については、指名委員会における後継者計画の議論及び報告の在り方につき取締役会で整理済みであり、この整理に基づいた運用を実施してまいります。

当社は、今回の取締役会評価の結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

ご参考

当社のコーポレート・ガバナンス体制図

(2019年4月1日現在)



(注1) **CEO** = Chief Executive Officer **COO** = Chief Operating Officer **CSO** = Chief Strategy Officer
CAO = Chief Administrative Officer **CFO** = Chief Financial Officer **CDO・CIO** = Chief Digital & Information Officer
HMC = Headquarters Management Committee **ALM** = Asset Liability Management

(注2) コンプライアンス統括役員はCAO。また各ディビジョンカンパニーにはカンパニープレジデントを設置。

(注3) 内部統制システムは社内のあるゆる階層に組み込まれており、そのすべてを表記することはできませんので、主要な組織及び委員会のみ記載しております。

各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行っております。また、内部統制委員会等の一部の社内委員会には外部有識者を委員とする等、外部の意見を取入れ、社長及び取締役会の意思決定に役立てております。主な社内委員会とその役割は次のとおりです（2019年4月1日現在）。

名称	主な審議対象事項	委員長
内部統制委員会	・内部統制システムの整備に関する事項	CAO
開示委員会	・企業内容等の開示に関する事項 ・財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項	CFO
ALM (Asset Liability Management) 委員会	・リスクマネジメント体制・制度に関する事項 ・B/S管理に関する事項	CFO
コンプライアンス委員会	・コンプライアンスに関する事項	CAO
サステナビリティ委員会	・サステナビリティ及びESG（環境活動、社会貢献活動を含む。但し、ガバナンス関連事項は除く）に関する事項	CAO
投融資協議委員会	・投融資案件に関する事項	CFO
新本社ビル開発委員会	・東京新本社ビルに関する事項	CAO

連結計算書類

連結財政状態計算書

(百万円未満四捨五入)

科目	第95期 (2019年3月31日現在)	第94期 (ご参考) (2018年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	572,030	432,140
定期預金	5,051	26,915
営業債権	2,397,608	2,183,349
営業債権以外の短期債権	168,968	84,146
その他の短期金融資産	43,132	34,329
棚卸資産	937,183	870,352
前渡金	98,081	179,760
その他の流動資産	185,767	112,370
流動資産合計	4,407,820	3,923,361
非流動資産		
持分法で会計処理されている投資	1,559,280	1,844,871
その他の投資	857,261	816,510
長期債権	618,762	617,719
投資・債権以外の長期金融資産	270,116	82,379
有形固定資産	1,077,874	813,294
投資不動産	32,524	19,134
のれん及び無形資産	1,127,760	362,571
繰延税金資産	65,609	62,259
その他の非流動資産	81,697	121,839
非流動資産合計	5,690,883	4,740,576
資産合計	10,098,703	8,663,937

(単位：百万円)

科目	第95期 (2019年3月31日現在)	第94期 (ご参考) (2018年3月31日現在)
負債及び資本の部		
流動負債		
社債及び借入金 (短期)	650,909	526,867
営業債務	1,942,037	1,825,859
営業債務以外の短期債務	234,518	79,200
その他の短期金融負債	27,073	26,791
未払法人所得税	48,014	53,241
前受金	88,480	157,167
その他の流動負債	350,343	319,777
流動負債合計	3,341,374	2,988,902
非流動負債		
社債及び借入金 (長期)	2,332,928	2,252,606
その他の長期金融負債	215,609	114,627
退職給付に係る負債	124,418	97,955
繰延税金負債	251,489	129,579
その他の非流動負債	142,769	95,917
非流動負債合計	3,067,213	2,690,684
負債合計	6,408,587	5,679,586
資本		
資本金	253,448	253,448
資本剰余金	49,584	160,271
利益剰余金	2,608,243	2,324,766
その他の資本の構成要素		
為替換算調整額	81,037	136,729
FVTOCI金融資産	49,764	△61,484
キャッシュ・フロー・ヘッジ	433	5,961
その他の資本の構成要素合計	131,234	81,206
自己株式	△105,601	△150,208
株主資本合計	2,936,908	2,669,483
非支配持分	753,208	314,868
資本合計	3,690,116	2,984,351
負債及び資本合計	10,098,703	8,663,937

(注) 当社は、連結計算書類を国際会計基準 (IFRS) に準拠して作成しております。

連結包括利益計算書

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円、△は損失・費用・控除)

科目	第95期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第94期 (ご参考) (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
収益		
商品販売等に係る収益	10,570,925	4,719,460
役務提供及びロイヤルティ取引に係る収益	1,029,560	790,599
収益合計	11,600,485	5,510,059
原価		
商品販売等に係る原価	△9,427,881	△3,706,873
役務提供及びロイヤルティ取引に係る原価	△608,832	△592,746
原価合計	△10,036,713	△4,299,619
売上総利益	1,563,772	1,210,440
その他の収益及び費用：		
販売費及び一般管理費	△1,193,301	△890,276
貸倒損失	△8,979	△3,231
有価証券損益	203,034	7,080
固定資産に係る損益	△12,041	△29,629
その他の損益	10,734	△280
その他の収益及び費用合計	△1,000,553	△916,336
金融収益及び金融費用：		
受取利息	40,128	34,702
受取配当金	48,372	34,273
支払利息	△54,388	△41,449
金融収益及び金融費用合計	34,112	27,526
持分法による投資損益	98,052	216,228
税引前利益	695,383	537,858
法人所得税費用	△149,694	△106,138
当期純利益：	545,689	431,720
当社株主に帰属する当期純利益	500,523	400,333
非支配持分に帰属する当期純利益	45,166	31,387
その他の包括利益 (税効果控除後)		
純損益に振替えられることのない項目：		
FVTOCI金融資産	20,040	△23,100
確定給付再測定額	△3,174	3,252
持分法で会計処理されている投資におけるその他の包括利益	9,143	1,333
純損益に振替えられる可能性のある項目：		
為替換算調整額	△8,803	△38,452
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△3,641	495
持分法で会計処理されている投資におけるその他の包括利益	△47,668	40,354
その他の包括利益 (税効果控除後) 合計	△34,103	△16,118
当期包括利益：	511,586	415,602
当社株主に帰属する当期包括利益	464,785	390,022
非支配持分に帰属する当期包括利益	46,801	25,580

(注) 当社は、連結計算書類を国際会計基準 (IFRS) に準拠して作成しております。

連結持分変動計算書

(第95期 2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円、△は損失・減少・控除)

	株 主 資 本						非支配持分	資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の 構 成 要 素	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	253,448	160,271	2,324,766	81,206	△150,208	2,669,483	314,868	2,984,351
当 期 純 利 益			500,523			500,523	45,166	545,689
そ の 他 の 包 括 利 益				△35,738		△35,738	1,635	△34,103
当 期 包 括 利 益			500,523	△35,738		464,785	46,801	511,586
新 会 計 基 準 適 用 に よ る 累 積 的 影 響 額			△14,097			△14,097	5	△14,092
当 社 株 主 へ の 支 払 配 当 金			△116,437			△116,437		△116,437
非 支 配 持 分 へ の 支 払 配 当 金							△20,829	△20,829
自 己 株 式 の 取 得 及 び 処 分					△59,456	△59,456		△59,456
自 己 株 式 の 消 却		△104,063			104,063	—		—
子 会 社 持 分 の 取 得 及 び 売 却 に よ る 増 減 等		△6,624		△746		△7,370	412,363	404,993
利 益 剰 余 金 へ の 振 替			△86,512	86,512		—		—
当 期 末 残 高	253,448	49,584	2,608,243	131,234	△105,601	2,936,908	753,208	3,690,116

(第94期 2017年4月1日から2018年3月31日まで(ご参考))

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円、△は損失・減少・控除)

	株 主 資 本						非支配持分	資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の 構 成 要 素	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	253,448	162,038	2,020,018	88,729	△122,340	2,401,893	260,918	2,662,811
当 期 純 利 益			400,333			400,333	31,387	431,720
そ の 他 の 包 括 利 益				△10,311		△10,311	△5,807	△16,118
当 期 包 括 利 益			400,333	△10,311		390,022	25,580	415,602
当 社 株 主 へ の 支 払 配 当 金			△92,845			△92,845		△92,845
非 支 配 持 分 へ の 支 払 配 当 金							△10,732	△10,732
自 己 株 式 の 取 得 及 び 処 分					△27,868	△27,868		△27,868
子 会 社 持 分 の 取 得 及 び 売 却 に よ る 増 減 等		△1,767		48		△1,719	39,102	37,383
利 益 剰 余 金 へ の 振 替			△2,740	2,740		—		—
当 期 末 残 高	253,448	160,271	2,324,766	81,206	△150,208	2,669,483	314,868	2,984,351

(注) 当社は、連結計算書類を国際会計基準 (IFRS) に準拠して作成しております。

計算書類



貸借対照表

(百万円未満四捨五入)

科目	第95期 (2019年3月31日現在)	第94期 (ご参考) (2018年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	1,285,914	1,329,544
現金及び預金	42,302	133,667
受取手形	37,777	38,316
売掛金	655,053	639,642
商品	224,436	204,248
前払費用	5,190	5,516
未収入金	256,604	62,848
短期貸付金	136	299
関係会社短期貸付金	6,123	196,570
その他	59,639	49,005
貸倒引当金	△1,346	△567
固定資産	1,800,580	1,835,017
有形固定資産	34,448	32,149
建物及び構築物	2,733	1,189
土地	28,348	28,348
その他	3,367	2,612
無形固定資産	24,101	23,844
ソフトウェア	16,969	15,264
その他	7,132	8,580
投資その他の資産	1,742,031	1,779,024
投資有価証券	174,439	201,055
関係会社株式	1,412,355	1,347,400
その他の関係会社有価証券	23,042	27,169
出資金	36,249	35,039
関係会社出資金	84,191	66,434
長期貸付金	174	272
関係会社長期貸付金	3,783	49,076
破産更生債権等	19,017	19,667
繰延税金資産	-	26,744
その他	8,367	28,651
貸倒引当金	△17,547	△18,746
投資損失引当金	△2,039	△3,737
資産合計	3,086,494	3,164,561

(単位：百万円)

科目	第95期 (2019年3月31日現在)	第94期 (ご参考) (2018年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	1,017,456	1,085,408
支払手形	19,193	131,183
買掛金	367,788	429,880
短期借入金	186,830	116,379
1年内償還予定の社債	56,099	50,000
未払金	146,726	22,315
未払費用	71,535	74,373
未払法人税等	1,538	4,200
前受金	15,000	12,135
預り金	136,723	230,405
前受収益	4,786	7,009
その他	11,238	7,529
固定負債	987,970	1,105,051
社債	221,075	276,699
長期借入金	651,512	720,051
繰延税金負債	6,748	-
退職給付引当金	9,163	683
株式給付引当金	2,132	1,783
役員退職慰労引当金	31	31
債務保証等損失引当金	10,824	26,879
その他	86,485	78,925
負債合計	2,005,426	2,190,459
純資産の部		
株主資本	1,026,276	913,688
資本金	253,448	253,448
資本剰余金	62,600	62,602
資本準備金	62,600	62,600
その他資本剰余金	-	2
利益剰余金	814,833	746,832
利益準備金	36,323	36,323
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	778,510	710,509
自己株式	△104,605	△149,194
評価・換算差額等	54,792	60,414
その他有価証券評価差額金	47,638	49,486
繰延ヘッジ損益	7,154	10,928
純資産合計	1,081,068	974,102
負債純資産合計	3,086,494	3,164,561

損益計算書

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

科目	第95期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第94期 (ご参考) (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
売上高	4,983,051	4,795,741
売上原価	4,826,417	4,657,517
売上総利益	156,634	138,224
販売費及び一般管理費	134,477	130,531
営業利益	22,157	7,693
受取利息	9,353	5,779
受取配当金	260,180	205,164
その他	32,429	14,505
営業外収益	301,962	225,448
支払利息	11,653	6,763
その他	5,401	14,497
営業外費用	17,054	21,260
経常利益	307,065	211,881
固定資産売却益	300	62
投資有価証券等売却益	22,413	3,031
特別利益	22,713	3,093
固定資産売却損	7	17
関係会社等事業損失	5,797	82,306
投資有価証券等売却損	115	88
投資有価証券等評価損	2,067	39,667
減損損失	5,990	16,355
特別損失	13,976	138,433
税引前当期純利益	315,802	76,541
法人税、住民税及び事業税	△6,099	9,283
法人税等調整額	35,422	△42,005
当期純利益	286,479	109,263

株主資本等変動計算書

(第95期 2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 合 資 産 計
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計	その 他 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額	
	資 本 金	資 本 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 繰越利益 剰余金	利益剰余金 計						
当 期 首 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	710,509	746,832	△149,194	913,688	49,486	10,928	60,414	974,102
当 期 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当						△116,437	△116,437		△116,437				△116,437
当 期 純 利 益						286,479	286,479		286,479				286,479
自己株式の取得								△68,701	△68,701				△68,701
自己株式の処分			0	0				181	181				181
自己株式の消却			△2,022	△2,022		△102,041	△102,041	104,063	-				-
株式交換による 変動 額			2,020	2,020				9,046	11,066				11,066
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△1,848	△3,774	△5,622	△5,622
当期変動額合計	-	-	△2	△2	-	68,001	68,001	44,589	112,588	△1,848	△3,774	△5,622	106,966
当 期 末 残 高	253,448	62,600	-	62,600	36,323	778,510	814,833	△104,605	1,026,276	47,638	7,154	54,792	1,081,068

(第94期 2017年4月1日から2018年3月31日まで（ご参考）)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 合 資 産 計
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計	その 他 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額	
	資 本 金	資 本 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 繰越利益 剰余金	利益剰余金 計						
当 期 首 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	694,091	730,414	△121,326	925,138	35,223	15,365	50,588	975,726
当 期 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当						△92,845	△92,845		△92,845				△92,845
当 期 純 利 益						109,263	109,263		109,263				109,263
自己株式の取得								△27,895	△27,895				△27,895
自己株式の処分			0	0				27	27				27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										14,263	△4,437	9,826	9,826
当期変動額合計	-	-	0	0	-	16,418	16,418	△27,868	△11,450	14,263	△4,437	9,826	△1,624
当 期 末 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	710,509	746,832	△149,194	913,688	49,486	10,928	60,414	974,102

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

伊藤忠商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 孝 一	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 博 之	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 安 正	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 進	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、伊藤忠商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

伊藤忠商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大久保 孝 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 田 博 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 安 正 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 進 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築、運用されている体制（内部統制システム）について、定期的に取締役及び使用人等から状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、2018年7月に公正取引委員会から排除措置命令、同年10月に同委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた件に関しては、事業報告に記載の通り、当社のみならず当社グループ会社において、再発防止及びコンプライアンスの徹底に継続的に取り組んでいることを確認しております。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

伊藤忠商事株式会社 監査役会

常勤監査役	山 口 潔	㊟
常勤監査役	土 橋 修三郎	㊟
社外監査役	間 島 進 吾	㊟
社外監査役	瓜 生 健太郎	㊟
社外監査役	大 野 恒太郎	㊟

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
期末配当金支払 株主確定日	3月31日
中間配当金支払 株主確定日	9月30日
公告方法	電子公告の方法により行います。但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 *公告掲載の当社ホームページアドレス https://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/announcement/
株主名簿管理人 特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 (郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	フリーダイヤル 0120-782-031 (平日 午前9時～午後5時)

上場金融 商品取引所	東京
単元株式数	100株
証券コード	8001

株式事務に関するご案内

住所変更、名義変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金受取り方法の指定、相続に伴うお手続き等

<お問い合わせ先>

証券会社の口座に記録された株式
口座を開設されている証券会社等へ

特別口座に記録された株式
三井住友信託銀行証券代行部へ
フリーダイヤル **0120-782-031**
(受付時間：平日 午前9時～午後5時)



スマート招集サービスのご案内

当社は、株主の皆様との更なるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォン・タブレット・パソコンからでも招集ご通知の閲覧や議決権行使にアプローチができる「スマート招集」を導入しております。

下記のURLよりアクセスいただき
ご参照ください。



<https://p.sokai.jp/8001/>

企業理念

**Committed
to the
Global Good**

豊かさを担う責任

株主総会 会場ご案内図

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



会場

大阪市中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪
2階宴会場「鳳凰」

TEL : 06-6941-1111 (代表)

交通のご案内

- JR大阪環状線
「大阪城公園駅」下車 徒歩約5分
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線
「大阪ビジネスパーク駅」下車 徒歩約3分
 - JR東西線・JR大阪環状線
「京橋駅」下車 徒歩約12分
 - 京阪本線
「京橋駅」下車 徒歩約15分
- 大阪城公園駅から
●●●●● 大阪ビジネスパーク駅から
●●●●● 京橋駅から

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑
が予想されますので、お車でのご来場は
ご遠慮願います。



※託児スペースのご案内 (無料)

当社では、小さなお子様をお連れの株主様のため、託児スペース及び授乳・おむつ替えのスペースをご用意しております。



伊藤忠商事株式会社



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。